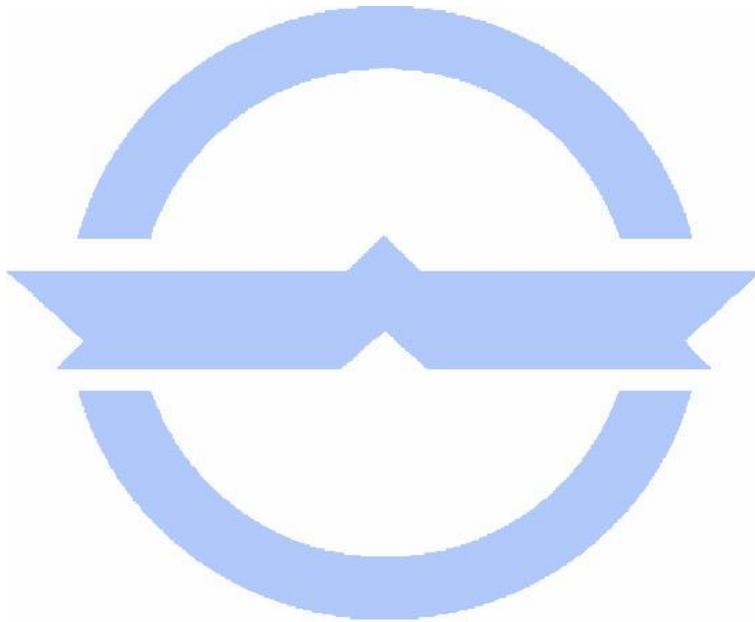


第一次大和村

大和村地球温暖化防止 実行計画書



第一次計画 平成28年度～平成32年度

平成28年3月

鹿児島県 大和村

目次

第1章 地球温暖化対策実行計画の基本的な考え方	1
(1) 策定の背景	1
第2章 基本的事項の検討	2
(1) 計画目的	2
(2) 計画期間	2
(3) 対象とする温室効果ガスの種類	2
(4) 対象とする組織・施設	3
(5) 対象範囲	3
第3章 現状(温室効果ガス排出量の把握)及び課題の整理	4
(1) 温室効果ガス排出量の算定方法	4
(2) 燃料の使用状況	5
(3) 温室効果ガス排出量(平成27年度)	6
第4章 温室効果ガス削減目標	10
(1) 行動目標	10
(2) 温室効果ガス別削減目標	11
(3) 燃料区分別の目標	12
第5章 具体的な取り組みメニュー	13
(1) 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮	13
(2) 建築物の建築, 管理等に当たっての配慮	15
(3) その他の事項・事業に当たっての環境保全への配慮	17
(4) 職員に対する研修等	19
第6章 推進体制	20
(1) 推進体制	20
(2) 実行計画の点検	21
(3) 実行計画及び運用状況の公表	21
【参考資料】	22
・ 備考(温室効果ガス削減対象施設について)	22
【参考資料】	23
・ 地球温暖化問題	23
・ 温室効果ガス排出量係数一覧(参考2-1~4)	25
・ 温室効果ガス排出量調査結果	29
・ 環境ラベル	35
・ 算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧(参考3-2~17)	36
・ 地球温暖化関連解説	53

* (温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン資料を引用しています)

第1章 地球温暖化対策実行計画の基本的考え方

(1) 背景

1997年に第3回気候変動枠組み条約締約国会議(COP3)が開催され、先進国における温室効果ガス排出削減目標等を定めた京都議定書が採択されました。

我が国では、2008年から2012年の期間に温室効果ガスを1990年レベルから6%削減することを約束し、2005年2月に国際法をして発効されました。

また、2005年4月には京都議定書の6%削減約束の確実な達成を図るために「京都議定書目標達成計画」が閣議決定され、「地球温暖化対策の推進に関する法律(最終改正:平成26年5月30日法律第42号)」の第21条において「都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。」とされ、「実行計画」の策定が義務付けられている。

本計画は、法に定められた事項を組み込んだ実行計画として「大和村地球温暖化防止実行計画」を策定するものです。

図1-1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」抜粋(平成10年10月制定)

(地方公共団体実行計画等)

第21条

都道府県及び市町村は京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときには、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県及び市町村は、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

第2章 基本的事項の検討

(1)計画目的

本計画は、地球温暖化の対策の推進に関する法律第21条に基づき、大和村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等をおこなうことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

(2)計画期間

基準年度を平成27年度として、計画期間を平成28年度から平成32年の5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じてその都度見直しを行います。

(3)対象とする温室効果ガス種類

温室効果ガスは二酸化炭素(CO₂)、メタンガス(CH₄)一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)があり、温室効果ガスの排出量を把握する対象物質は二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3ガスとする。

表2-1 温室効果ガスの種類

	種類	主な発生源
排出量把握対象	二酸化炭素(CO ₂)	燃料の燃焼
	メタン(CH ₄)	燃料の燃焼, 自動車の走行距離
	一酸化二窒素(N ₂ O)	燃料の燃焼, 自動車の走行距離
排出量把握対象外	ハイドロフルカーボン(HFC)	カーエアコン
	パーフルオロカーボン(PFC)	半導体のエッチングガス
	六ふっ化硫黄	絶縁ガス

(4)対象とする組織・施設

庁舎および全ての公共施設等を対象とする。

表2-2 調査対象施設

区 分			
1	大和村民プール	46	思勝ポンプ場
2	大柵小学校プール	47	津名久ポンプ場
3	名音小学校プール	48	東部地区集落排水処理施設
4	今里小学校プール	49	中部地区大金久集落排水処理施設
5	大和小学校湯湾釜分校	50	戸円1号ポンプ場
6	大和小学校	51	戸円2号ポンプ場
7	大和村中学校	52	名音ポンプ場
8	大柵小学校	53	志戸勘ポンプ場
9	戸円小学校	54	今里ポンプ場
10	名音小学校	55	西部地区集落排水処理施設
11	今里小学校	56	大和村衛生センター(し尿処理場)
12	学校給食センター	57	大和村衛生センター専用浄水場
13	大和小中学校校庭	58	あまみFM大和北送信所
14	大柵小学校校庭	59	消防分註所
15	戸円小学校校庭	60	国直格納庫
16	名音小学校校庭	61	湯湾釜格納庫
17	今里小学校校庭	62	津名久格納庫
18	大和小中学校体育館	63	思勝格納庫
19	今里小学校体育館	64	大和浜格納庫
20	村体育館	65	大柵格納庫
21	陶芸倉庫	66	大金久格納庫
22	大柵地区港湾	67	戸円格納庫
23	大和港思勝地区港湾	68	名音格納庫
24	まほろば館	69	今里格納庫
25	大和村果汁選果場	70	戸円避難所
26	湯湾釜農産貯蔵庫	71	大和村防災センター
27	名音漁港公衆トイレ	72	防災無線
28	今里漁港公衆トイレ	73	防災増設分
29	まほろば公園トイレ	74	防犯外灯
30	まほろば浄化槽ポンプ	75	庁舎(大和村役場)
31	戸円公衆トイレ	76	介護支援センター
32	国直公衆トイレ	77	大和の園施設
33	大金久トカス公園トイレ	78	福祉センターバス停
34	嶺山公園トイレ	79	大和診療所
35	紬締養成場	80	大和へき地保育所
36	うみがめ公園	81	大柵へき地保育所
37	ゴミ収集車庫	82	名音へき地保育所
38	国直地区簡易水道施設	83	今里へき地診療所
39	湯湾釜地区簡易水道施設		公用車(50台)
40	大和地区簡易水道施設		
41	思勝深井戸ポンプ		
42	大和ダム浄水場		
43	大柵地区簡易水道施設		
44	戸円地区簡易水道施設		
45	津名久ポンプ場		

(5)対象範囲

大和村の事務・事業全体を対象とする。

第3章 温室効果ガスの排出状況

(1)温室効果ガス排出量の算定方法

各温室効果ガスの排出量の算定は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条」に規定された算定方法に基づき、燃料・電気の使用量や公用車の走行距離などから算定します。

温室効果ガス排出量算定式

- ・ 各温室効果ガスの排出量＝排出原因活動の活動量(燃料・電気の使用量等)
× 排出係数(単位使用量あたり発生する温室効果ガス排出量)
- ・ 二酸化炭素換算排出量＝各温室効果ガスの排出量×地球温暖化係数
- ・ 算定に使用する単位使用量あたりの各温室効果ガス排出係数は、下記のとおりです。

表3-1 各温室ガス係数

項 目		単位	排出係数(CO ₂) (二酸化炭素)	排出係数(CH ₄) (メタン)	排出係数(N ₂ O) (一酸化二窒素)		
温室効果ガス算定対象	燃料使用量	ガソリン	L	2.32			
		灯油	L	2.49			
		軽油	L	2.58			
		A重油	L	2.71			
		LPガス	m ³		0.0045000	0.000620	
	電気使用料(一般電気事業者)		KWh	0.56			
	自動車の走行距離	ガソリン	乗用車	km		0.0000350	0.000041
			軽自動車	km		0.0000100	0.000022
			普通貨物自動車	km		0.0000350	0.000039
			小型貨物自動車	km		0.0000150	0.000026
			軽貨物自動車	km		0.0000110	0.000022
			特殊用途自動車	km		0.0000350	0.000035
		軽油	普通・小型乗用車	km		0.0000020	0.000007
			乗用車	km		0.0000170	0.000025
			普通貨物自動車	km		0.0000150	0.000014
			小型貨物自動車	km		0.0000076	0.000009
	特殊用途車	km		0.0000130	0.000025		
し尿処理量		m ³		0.0380000	0.000930		
し尿・排水処理量		人		0.5900000	0.023000		

(2)燃料等の使用状況

基本年度(平成27年度)の温室効果ガスの原因となる燃料等の使用状況は以下の通りである。

表3-2 燃料等使用状況(平成27年度)

項目		単位		
温室効果ガス算定対象	燃料使用量	一般炭	- kg	
		ガソリン	20,920.5 L	
		灯油	1,278.0 L	
		軽油	10,869.9 L	
		A重油	31,984.0 L	
		LPガス	2,609.0 m ³	
	電気使用料(一般電気事業者)		810,076.0 kWh	
	自動車の走行距離	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	87,003.0 km
			軽自動車	50,199.0 km
			バス	- km
			普通貨物自動車	50,199.0 km
			小型貨物自動車	33,412.0 km
			軽貨物自動車	- km
			特殊用途自動車	49,419.0 km
		軽油	普通・小型乗用車	99.0 km
バス			10,864.0 km	
普通貨物自動車			39,893.0 km	
小型貨物自動車			7,484.0 km	
特殊用途車			1,019.0 km	

(3)温室効果ガス排出量(平成27年度)

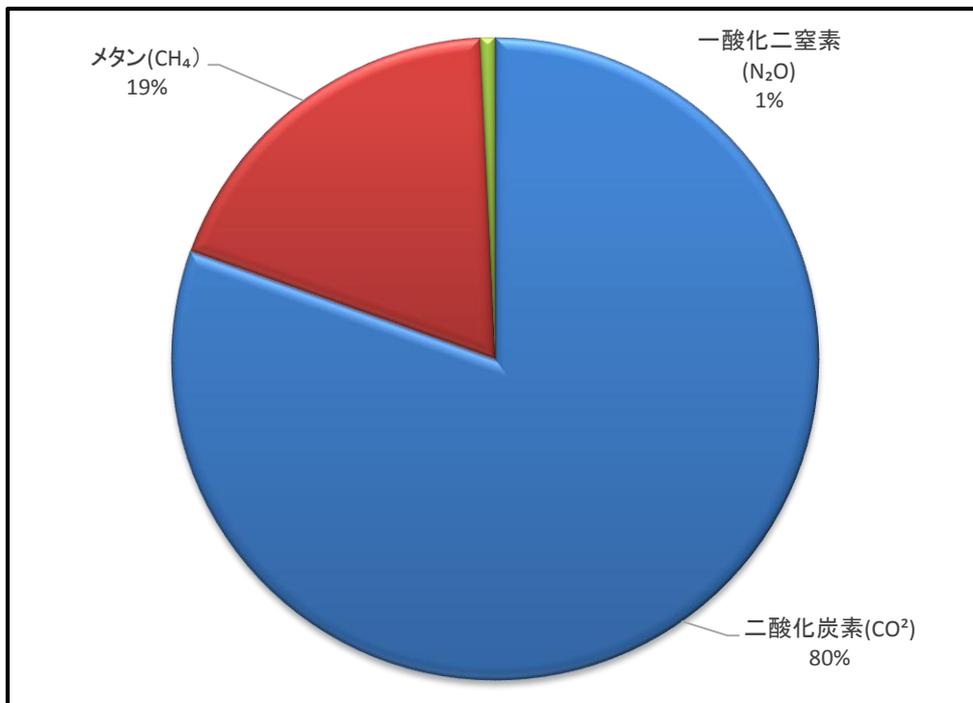
①温室効果ガス別排出量

本村の温室効果ガス排出量は二酸化炭素換算で598,795kg-CO²/年であり、温室効果ガス別の排出量をみると、二酸化炭素(CO²)が80.46%を占めている。

表3-3 温室効果ガス別排出量(平成27年度)

区 分	排出量(kg-CO ₂ /年) (二酸化炭素)	構成比(%)
二酸化炭素(CO ²)	598,795.34	80.46
メタン(CH ₄)	140,097.45	18.83
一酸化二窒素(N ₂ O)	5,278.16	0.71
計	744,170.95	100.00

図3-1 温室効果ガス別排出量の構成



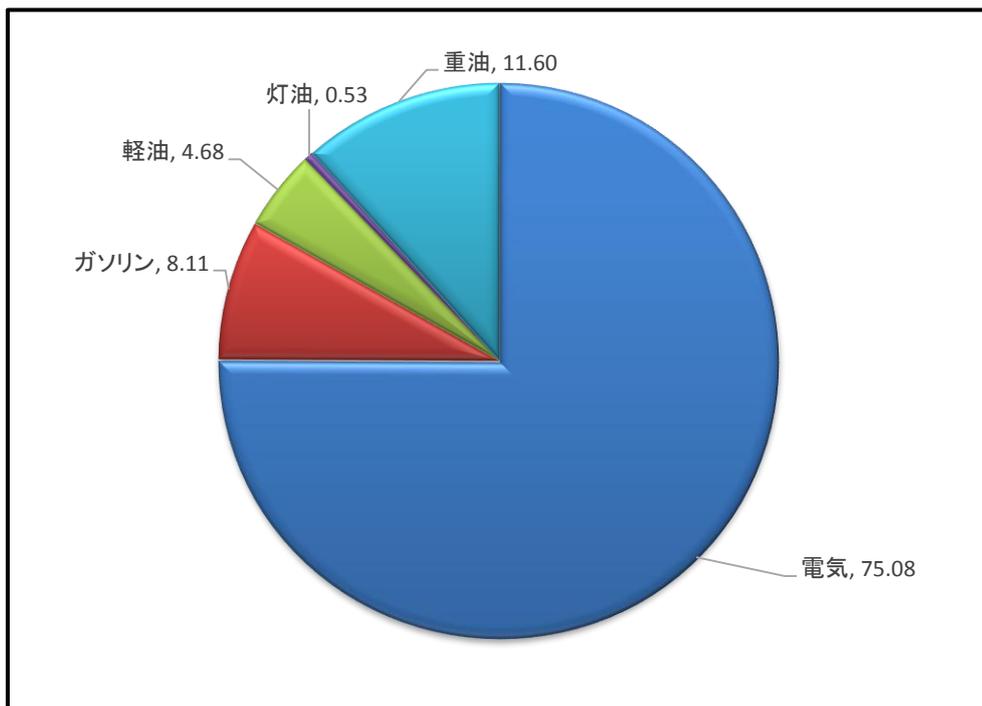
②排出源別温室効果ガス排出量(CO₂)

温室効果ガス排出量を排出源別にみると、「電気」が温室ガス排出量の75.08%を占めている。次いで「重油」の11.60%、「ガソリン」の8.11%、「軽油」の4.68%の「灯油」0.53%の順となっている。

表3-4 排出源別温室効果ガス別排出量(平成27年度)

区分	排出量(kg-CO ₂ /年) (二酸化炭素)	構成比(%)
電気	449,592.18	75.08
ガソリン	48,535.56	8.11
軽油	28,044.34	4.68
灯油	3,182.22	0.53
重油	69,441.04	11.60
計	598,795.34	100.00

図3-2 温室効果ガス別排出量の構成(CO₂)



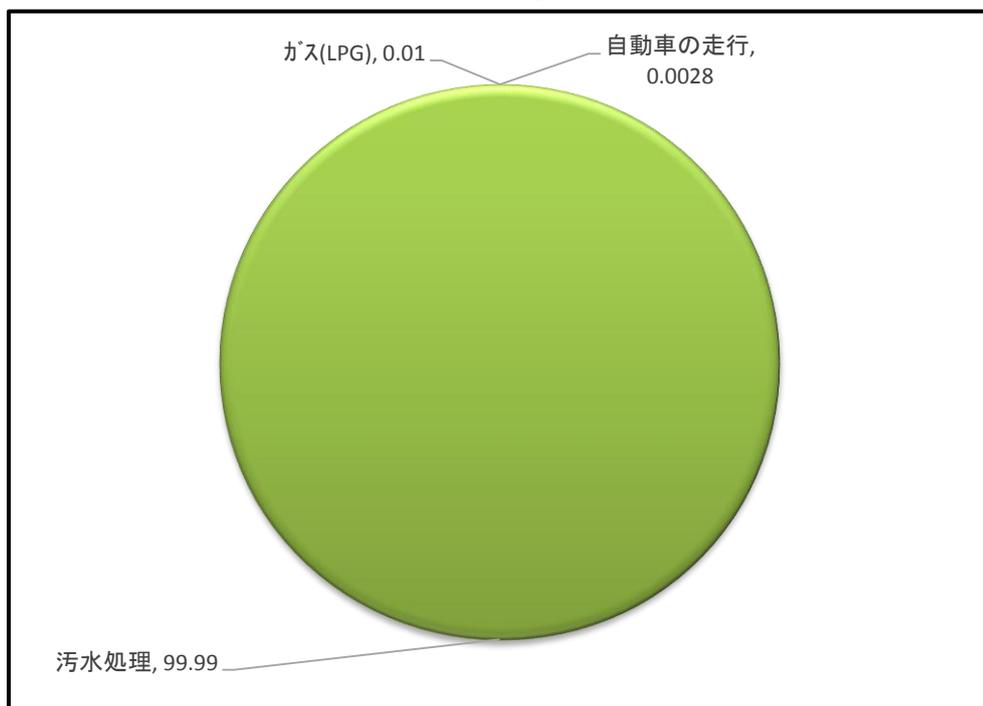
③排出源別温室効果ガス排出量(CH₄)

温室効果ガス排出量を排出源別にみると、「污水处理」が温室ガス排出量の99.99%を占めている。次いで「ガス」の0.01%、「自動車の走行」の0.0028%の順となっている。

表3-5 排出源別温室効果ガス別排出量(平成27年度)

区 分	排出量(kg-CH ₄ /年) (メタン)	構成比(%)
ガス(LPG)	15.05	0.01
自動車の走行	3.89	0.0028
污水处理	140,078.52	99.99
計	140,097.45	100.00

図3-3 温室効果ガス別排出量の構成(CH₄)



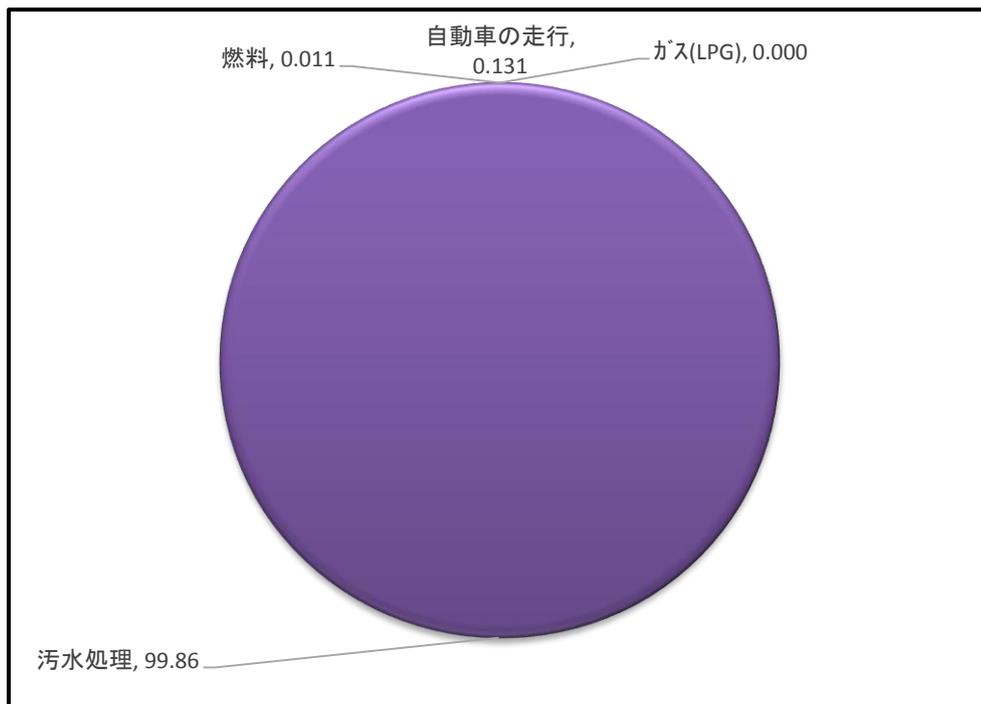
④排出源別温室効果ガス排出量(N₂O)

温室効果ガス排出量を排出源別にみると、「污水处理」が温室効果ガス排出量の99.86%を占めている。次いで「自動車の走行」の0.131%、「燃料」の0.011%、「ガスLPG」の0.000%の順となっている。

表3-6 排出源別温室効果ガス別排出量(平成27年度)

区 分	排出量(kg-N ₂ O/年) (一酸化二窒素)	構成比(%)
燃料	0.58	0.011
ガス(LPG)	0.02	0.000
自動車の走行	6.91	0.131
污水处理	5,270.65	99.86
計	5,278.16	100.0

図3-4 温室効果ガス別排出量の構成(N₂O)



第4章 温室効果ガス削減目標

(1)行動目標

①財やサービスの購入・使用に当たっての目標

分野	行動目標
用紙類	<ul style="list-style-type: none"> ■古紙パルプ配合率のより高い用紙類の調達率の向上を図る。 ■用紙使用料の把握
エネルギー消費効率の高い機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> ■環境への負担が少ない製品を購入する。
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ■新規購入時に低燃費車の購入を目指す。 ■公用車使用燃料の基準年度比の6.0%削減に努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■環境への負荷の少ない製品を購入する。

②建築物の建築、管理等に当たっての目標

分野	行動目標
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ■自然環境に配慮した設計を行い環境負荷の低減を図る。
管理	<ul style="list-style-type: none"> ■庁舎内における冷房・照明器具等の適正管理の徹底を図る。
新エネルギー節水	<ul style="list-style-type: none"> ■自然環境に配慮した設計を行い環境負荷の低減を図る。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■環境対策確認を徹底する。

③その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への目標

分野	行動目標
エネルギー使用量	<ul style="list-style-type: none"> ■電気使用量を基準年度比で3.9%削減に努める。 ■LPガス使用量を基準年度比で3.9%削減に努める。
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ■ごみの分別の徹底を図る ■再資源化できるものは100%資源化する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物の排出抑制に努める。

④職員に対する研修等に当たっての目標

分野	行動目標
研修	<ul style="list-style-type: none"> ■研修会・情報提供を図る。
活動	<ul style="list-style-type: none"> ■地球温暖化対策に関する活動への職員積極的参加の奨励を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■職員の積極的な参加を促す。

(2)温室ガス別削減目標

本村も温室効果ガス削減目標は、目標年度(平成32年度)において、基準年度(平成27年度)の6.0%とする。

表4-1 削減目標

区 分	基準年度 (平成27年度)	削減目標 (%)	目標年度 (平成32年度)
二酸化炭素(CO ₂)	598,795	6.0	562,868
メタン(CH ₄)	140,097	3.9	134,634
一酸化二窒素(N ₂ O)	5,278	1.0	5,225
総排出量	744,171	6.0	699,521

(3) 燃料区分別の目標

表4-2 排出源別温室効果ガス別排出量(平成27年度)

項 目	平成27年度		実行年度 (5年) (1年)	平成32年度	
	使用実績	CO ₂ 換算排出量 (二酸化炭素) (kg-CO ₂)		削減量	CO ₂ 換算排出量 (二酸化炭素) (kg-CO ₂)
ガソリン使用量	20,920.50 ℓ	48,536	(5年)	1,255.23 ℓ	2,912
			(1年)	251.05 ℓ	582
灯油の使用量	1,278.00 ℓ	3,182	(5年)	76.68 ℓ	191
			(1年)	15.34 ℓ	38
軽油の使用量	10,869.90 ℓ	28,044	(5年)	652.19 ℓ	1,683
			(1年)	130.44 ℓ	337
重油の使用量	31,984.00 ℓ	69,441	(5年)	1,919.04 ℓ	4,166
			(1年)	383.81 ℓ	833
電気の使用量	810,076.00 Kwh	69,441	(5年)	48,604.56 Kwh	4,166
			(1年)	9,720.91 Kwh	833
自動車の走行	329,591.00 km	449,592	(5年)	19,775.46 km	26,976
			(1年)	3,955.09 km	5,395
合 計		619,701			42,718

※ メタン,一酸化二窒素については,自動車の走行距離を削減するのが難しいため,基準年度の排出ガス量を維持していくことを目標とする。

第5章 具体的な取り組みメニュー

(1)財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

分野	行動目標
用紙類	<p>■調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コピー用紙,衛生紙等の購入に当たっては,古紙パルプ配合率の高いものを選択し,かつ白色度70%以下のものとする。 ○印刷物,証明書等については,古紙パルプ配合率のたかいものを選択し,古紙パルプ配合率を明記するよう努める。 <p>■使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コピー用紙等の年間使用量について,各施設,各課において把握・管理し,削減を図る。 ○会議資料や事務手続きの一層の簡素化を図る。 ○両面印刷・両面コピーの徹底を図る。 ○内部で使用する各種資料をはじめ,会議等で使用する資料等についても,格段支障のない限り裏紙を使用する。 ○可能な限り縮小コピー及び縮小印刷に心掛ける。 ○電子メール・庁内LANの活用及び文書。資料の電子媒体による整備に努める
エネルギー消費効率	<p>■省エネルギー型OA機器等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○パソコン・プリンター等のOA機器,電気冷蔵庫,電気ポット等の家電製品,蛍光灯等の照明機器については,旧型のエネルギーを多く消費するものについては買い換えの際,環境ラベル(国際エネルギースターロゴ,省エネ性ラベル等)を参考に,計画的・重点的に買い換える。 ○OA機器等の使用に当たっては省エネルギーモードの適用を図り,長時間使用しない場合は主電源を切る。 <p>■節水機器等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水を多量に消費型機器の更新時は計画的に節水型を選択する。

分野	行動目標
<p>公用車</p>	<p>■購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公用車の更新時は使用目的による特殊事情を除き低燃費車等の100%購入を目指す。 低燃費車:省エネ法に基づく基準エネルギー消費効率(燃費目標基準値)を達成したもの。 ○公用車買い替え時には、使用実態を踏まえ必要最低限度の大きさの車を選択するなど、温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該当事者の優先的利用を図る。 <p>■効率的利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○車一台ごとの走行距離,燃料使用量の調査をきめ細かく行う。 ○燃費が良い公用車の優先利用に努める。 ○近距離の事務連絡等は徒歩及び自動車の使用を推進する。 ○アイドリング・ストップ等のエコドライブに心掛ける。 ○来庁者に対しても低燃費車の優先利用,自動車利用の抑制や効率化を呼びかける。
<p>その他</p>	<p>■温室効果ガス排出の少ない製品・原材料の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ○物品の調達にあたっては、温室効果ガスの排出の少ない製品,原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様の確認を事前に行う。 ○購入,仕様する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、バイオマス燃料, LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料に変更する。 ○省エネルギー診断に基づき,エネルギーの合理化が図れるよう可能な限り重点的に,設備導入・改修運用改善を行う。 <p>■製品当の長期使用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○容器包装を利用する場合いにあたっては,簡略なもとし,当該容器包装の再利用を図る。 ○詰め替え可能な洗剤・文具を利用する。 ○部品の交換修理が必要な製品・保守・修理サービス期間の長い製品の仕様を極力図る。

(2)建築物の建築,管理等に当たっての配慮

分野	行動目標
建築物	<p>■ 建築における省エネルギー対策</p> <p>○ 建築をする際には,省エネルギー対策を徹底し,温室効果ガスの排出の抑制に配慮したものとして整備する。</p> <p>■ 既存建築物における省エネルギー対策の徹底</p> <p>○ エネルギー使用状況等の省エネルギー診断の実施し,更なるエネルギーの効率化が図られるよう設備改修・運用改善を行う。</p> <p>■ 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建築資材</p> <p>○ 建築資材については,再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに,コンクリート塊等の建設廃材,廃ガラス等を路盤材の原材料の一部として再利用を図る。</p> <p>○ 建築物の建設等に当たっては支障のない限り再生産可能な資源である木材の利用に努める。</p> <p>○ アイドリング・ストップ等のエコドライブに心掛ける。</p>
管 理	<p>■ 温度管理</p> <p>○ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理(冷房28度)を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。</p>
新エネルギー	<p>■ 新エネルギー有効利用</p> <p>○ 建築物の規模, 構造制約の下,可能な限り太陽光発電・太陽熱利用・バイオマスエネルギーの新エネルギーを活用した設備を導入する。</p> <p>○ 建築物の規模・用途を検討し,コージェネレーションシステム,廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。</p>
節 水	<p>■ 水の有効利用</p> <p>○ 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は,雨水タンク等の雨水利用設備の導入について建築物の規模・用途に応じて検討し,設置する。</p> <p>○ 給水施設等の末端に,必要に応じて感知式の洗弁・自動水洗浄節水に有効な器具を設置する。</p>

分野	行動目標
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温室効果ガスの排出の少ない施行の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建築機械を使用するよう発注者として促す。 ○ 建設業者に建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。 ■ 環境配慮の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネルギー型の照明器具の設置, 空調の自動制御設備について規模・用途に応じて検討し, 整備を進める。 ○ 可能な限り反射板の取り付けにより照明の照度の向上に努める。 ○ すべての白熱灯について, 省エネルギー型蛍光灯またはLED照明への切り替えを図る。 ■ 施設や機器の効率的な運用に資する設備の導入 <ul style="list-style-type: none"> ○ 最大使用電力を設定し, 使用電力に応じて警報の発生や一部電力の遮断などを行う電力デマンド監視装置等の導入を図る

(3)その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

分野	行動目標
エネルギー使用量	<p>■庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も業務上必要最低限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。 ○残業のための点灯時間の縮減並びにノー残業デーの実施を図る。このため、実施日における主催会議の中止を勧める。 ○廊下、階段、トイレ等での自然光の活用を図る。 ○照明器具の反射板磨き、照明機器の性能保持に努める。 ○湯沸室、トイレ及び倉庫等断続的に使用する箇所の照明は使用の都度点灯する。 ○電気ポット、コーヒーマーカーは原則として使用禁止し、湯沸室を使用する。 ○庁舎内における冷暖房温度の適正管理(冷房28度)を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。 ○冷暖房効果を高めるために外気温度が高いときカーテンブラインドを使用する。 ○夏季及び冬季における執務室での服装について「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。 <p>■庁舎における節水等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水洗には必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じて、水道水圧を低めに設定する。 ○公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等改善を極力図る。

分野	行動目標
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ■ゴミの分別 <ul style="list-style-type: none"> ○分別改修ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。 ○個人用ゴミ箱を順次減らしていく。 ■廃棄物の減量 <ul style="list-style-type: none"> ○シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみとする。また、シュレッダー屑については再利用(梱包材等)する。 ○コピー機、プリンター等のトナーカートリッジの回収と再使用を進める。 ○調理施設においては、献立内容や調理の工夫などで残飯と生ゴミの減量に努力する。 ○廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には適正に配置し処理されるよう努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■イベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減 <ul style="list-style-type: none"> ○村が主催するイベントの実施にあたって、会場冷房の温度設定の適正化、参加者への相乗り奨励をする。 ○村イベントにおいて、ごみの分別、ごみ持ち帰りの奨励による廃棄物の減量化を行う。

分野	行動目標
研 修	<p>■ 研修会,情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化に関する研修を計画的に推進する。 ○庁内放送・庁内LAN等により地球温暖化対策に関する活動や研修など,職員の参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し,必要な情報提供を行う。 ○地球温暖化対策に関するシンポジウム,研修会への職員の積極的な参加が図れるよう便宜を図る。
活 動	<p>■ 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的な参加の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的な参加に便宜を図る。 ○希望する職員が地球温暖化対策に関する活動への積極的な参加が進められるよう休暇をとりやすい環境づくりを一層進めるなどの便宜を図る。
その他	<p>■ 提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員から温室効果ガス排出量削減に資するアイデアを募集し効果的なものを実行に移す。

第6章 推進体制

(1)推進体制

本計画は大和村の行政事務・事業から排出される温室効果ガスの削減計画であることから、村職員の自主性による取り組みに加え、組織的な計画推進や目標達成状況の管理が求められます。

また、本計画の推進には村の施策に関する内容検討が必至であり、全庁横断的な組織による施策検討の場として「推進会議」を中心とした推進体制を構築します。

①推進委員長(村長)

地球温暖化防止実行計画の総指揮を執ります。

②推進管理者(各課長)

課長等で組織し、「推進委員長」にて実行計画推進に関する施策決定及び各職場への指示を行う。

③推進委員

推進委員は各課の課長補佐で構成し、職場間の意志疎通を図る中間的に関する施策決定及び各職場への指示を行う。

③事務局(住民税務課)

温室効果ガス排出状況の集計・分析、及び年次報告の取りまとめ「推進委員会」の運営、庁内関係部局への報告・連絡・調整を図ります。

(2)推進体制

本計画の目標達成状況は、実行計画期間中に毎年度、点検するものとする。なお、点検作業は各課。施設を担当する推進委員による基礎調査結果に基づき、事務局が中心となり温室効果ガス排出状況の集計・分析を行います。

①点検

各課施設を担当する推進委員は事務局の指示に基づき年1回活動量の調査・報告を行う。

②集計・分析

事務局は活動量調査を基に温室効果ガス排出状況を推計・分析し、実行計画の目標達成状況及び今後の取り組み方針について「推進会議」に報告提案する。

③見直し・評価

推進管理者による「推進会議」にて、事務局の報告を基に施策の検討を行うと共に、検討内容について「推進委員長」に報告する。

(3)実行計画及び運用状況

本計画の策定、運用状況の公表については、広報誌及び村ホームページで広く公表します。

・ 温室効果ガス削減対象施設について

温室効果ガスの削減目標を定めるにあたり、まず、温室効果ガス削減対象施設について定める。

温室効果ガスの「算定対象施設」は、村内の83施設(表1-1)となるが、これらの施設は、ハード面の改善(機器の導入)により温室効果ガスを削減できる施設と、ソフト面の改善(行動)により温室効果ガスの削減可能な施設の大きく二つに分類される。

ハード施設における温室効果ガス削減は、機器の導入コストなど財源と大きく関連するため、現時点では温室効果ガス削減対象外とする。

よって本計画は、ソフト施設を「温室効果ガス削減対象施設(表1-2)として設定し、これからの施設において、前年比1.2%(目標年度において6.0%の削減)の温室効果ガス削減目標を掲げ、温室効果ガス算定対象施設全体で2.7%の削減を目指す。

表1-1 温室効果ガス算定対象施設

番号	施設名	番号	施設名	番号	施設名	番号	施設名
1	大和村民プール	26	名音漁港公衆トイレ	51	戸円2号ポンプ場	76	介護支援センター
2	大棚小学校プール	27	今里漁港公衆トイレ	52	名音ポンプ場	77	大和の園施設
3	名音小学校プール	28	まほろば公園トイレ	53	志戸勸ポンプ場	78	福祉センターバス停
4	今里小学校プール	29	まほろば浄化槽ポンプ	54	今里ポンプ場	79	大和診療所
5	大和小学校湯湾釜分校	30	戸円公衆トイレ	55	西部地区集落排水処理施設	80	大和へき地保育所
6	大和小学校	31	国直公衆トイレ	56	大和村衛生センター(し尿処理場)	81	大棚へき地保育所
7	大和村中学校	32	大金久トゥルス地区トイレ	57	ポンプ室(処理場専用水)	82	名音へき地保育所
8	大棚小学校	33	嶺山公園トイレ	58	あまみFM大和北送信所	83	今里へき地診療所
9	戸円小学校	34	紬締養成場	59	消防分註所		施設外: 公用車(50台)
10	名音小学校	35	うみがめ公園	60	国直格納庫		
11	今里小学校	36	ゴミ収集車庫	61	湯湾釜格納庫		
12	学校給食センター	37	国直地区簡易水道施設	62	津名久格納庫		
13	大和小中学校校庭	38	湯湾釜地区簡易水道施設	63	思勝格納庫		
14	大棚小学校校庭	39	大和地区簡易水道施設	64	大和浜格納庫		
15	名音小学校校庭	40	思勝深井戸ポンプ	65	大棚格納庫		
16	今里小学校校庭	41	大和ダム浄水場	66	大金久格納庫		
17	大和小中学校体育館	42	大棚地区簡易水道施設	67	戸円格納庫		
18	今里小学校体育館	43	戸円地区簡易水道施設	68	名音格納庫		
19	村体育館	44	名音地区簡易水道施設	69	今里格納庫		
20	陶芸倉庫	45	今里地区簡易水道施設	70	戸円避難所		
21	大棚地区港湾	46	思勝ポンプ場	71	大和村防災センター		
22	大和港思勝地区港湾	47	津名久ポンプ場	72	防災無線		
23	まほろば館	48	東部地区集落排水処理施設	73	防災増設分		
24	大和村果汁選果場	49	中部地区大金久集落排水処理施設	74	防犯外灯		
25	湯湾釜農産貯蔵庫	50	戸円1号ポンプ場	75	庁舎(大和村役場)		

表1-2 温室効果ガス算定対象施設

番号	施設名	番号	施設名
1	大和村学校施設(6施設)	11	今里へき地診療所
2	学校給食センター	12	保育所施設(3施設)
3	村体育館		
4	まほろば館		
5	紬締養成場		
6	大和村防災センター		
7	庁舎(大和村役場)		
8	介護支援センター		
9	大和の園施設		
10	大和診療所		

・ 地球温暖化問題

(1)地球温暖化のメカニズム

地球温暖化は、温室ガス(二酸化炭素,メタン,一酸化二窒素等)の濃度が高まり,太陽からのエネルギーが大気中に閉じ込められることによって地球の平均気温が上昇するものです。

(2)温室効果とは

地球の大気には二酸化炭素などの温室効果ガスが,わずかに含まれこれらの気体は赤外線を吸収し,暖められ熱として大気に蓄積されます。これを温室効果といいます。

温室効果が無い場合の地球の表面の温度は氷点下19℃と見積もられていますが,温室効果のために現在の世界の平均気温はおよそ14℃となっています。

大気中の温室効果ガスが増えると温室効果が強まり,地球の表面の気温が高くなります。

図1 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム



(3)地球温暖化の影響

地球温暖化は,すでに異常気象など私たちの生活にも影をもたらししています。

今後,温暖化による砂漠化の進展や氷原・氷床の減少などの直接的な影響のほか
 食品生産,海岸の浸食,生物種の減少などにも一層深刻な影響が出てくるものと予想
 されます。

参考図2 地球温暖化の影響



地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条(平成22年3月3日一部改正)
排出係数一覧

	排出係数		政令の発熱量		活動量	参考
	数値	単位	数値	単位		
一号 二酸化炭素(CO2)						
イ: 燃料の燃焼に伴う排出					総排出量算定期間に本来の用途に従って使用された当該燃料の量	
一般炭	0.0247	(kg-C/MJ)	25.7	(MJ/kg)		2.33 (kg-CO ₂ /kg)に相当
ガソリン	0.0183	(kg-C/MJ)	34.6	(MJ/l)		2.32 (kg-CO ₂ /l)に相当
ジェット燃料油	0.0183	(kg-C/MJ)	36.7	(MJ/l)		2.46 (kg-CO ₂ /l)に相当
灯油	0.0185	(kg-C/MJ)	36.7	(MJ/l)		2.49 (kg-CO ₂ /l)に相当
軽油	0.0187	(kg-C/MJ)	37.7	(MJ/l)		2.58 (kg-CO ₂ /l)に相当
A重油	0.0189	(kg-C/MJ)	39.1	(MJ/l)		2.71 (kg-CO ₂ /l)に相当
B重油又はC重油	0.0195	(kg-C/MJ)	41.9	(MJ/l)		3.00 (kg-CO ₂ /l)に相当
液化石油ガス(LPG)	0.0161	(kg-C/MJ)	50.8	(MJ/kg)		3.00 (kg-CO ₂ /kg)に相当
液化天然ガス(LNG)	0.0135	(kg-C/MJ)	54.6	(MJ/kg)		2.70 (kg-CO ₂ /kg)に相当
都市ガス	0.0136	(kg-C/MJ)	44.8	(MJ/Nm ³)		2.23 (kg-CO ₂ /Nm ³)に相当
(参考)都市ガス	0.0136	(kg-C/MJ)	43.3	(MJ/Nm ³)		2.16 (kg-CO ₂ /m ³)に相当
ロ: 他人から供給された電気の使用に伴う排出	事業者別に毎年公表(※別表1)				総排出量算定期間において使用された他人から供給された電気の量	
ハ: 他人から供給された熱の使用に伴う排出	0.057 (kg-CO ₂ /MJ)				総排出量算定期間において使用された他人から供給された熱の量	
ニ: 一般廃棄物の焼却に伴う排出						
(1) 廃プラスチック類(合成繊維の廃棄物に限る。)	624	(kg-C/t)				2.288 (kg-CO ₂ /t)に相当
(2) 廃プラスチック類(合成繊維の廃棄物を除く。)	754	(kg-C/t)				2.765 (kg-CO ₂ /t)に相当
(3) 廃棄物を原材料とする固形燃料(古紙又は廃プラスチック類を主たる原材料とするもの及び動物性の廃棄物又は植物性の廃棄物のみを原材料とするものを除く。)	211	(kg-C/t)				774 (kg-CO ₂ /t)に相当
ホ: 産業廃棄物の焼却に伴う排出						
(1) 廃油	796	(kg-C/t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの廃油の量(湿重量ベース)	2.919 (kg-CO ₂ /t)に相当
(2) 廃プラスチック	697	(kg-C/t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの廃プラスチック類の量(湿重量ベース)	2.556 (kg-CO ₂ /t)に相当
ヘ: その他						
二号 メタン(CH4)						
イ: ボイラーにおける燃料の使用に伴う排出						
木材	0.074	(kg-CH ₄ /GJ)	0.0144	(GJ/kg)	総排出量算定期間において本来の用途に従ってボイラーにおいて使用された当該燃料の量	0.00107 (kg-CH ₄ /kg)に相当
木炭	0.074	(kg-CH ₄ /GJ)	0.0305	(GJ/kg)		0.00226 (kg-CH ₄ /kg)に相当
ロ: ガス機関又はガソリン機関(航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。)における燃料の使用に伴う排出						
液化石油ガス(LPG)	0.054	(kg-CH ₄ /GJ)	0.0508	(GJ/kg)	総排出量算定期間において本来の用途に従ってガス機関又はガソリン機関(航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。)において使用された当該燃料の量	0.00274 (kg-CH ₄ /kg)に相当
都市ガス	0.054	(kg-CH ₄ /GJ)	0.0448	(GJ/Nm ³)		0.00242 (kg-CH ₄ /Nm ³)に相当
(参考)都市ガス	0.054	(kg-CH ₄ /GJ)	0.0433	(GJ/m ³)		0.00234 (kg-CH ₄ /m ³)に相当
ハ: 家庭用機器(こたろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具をいう。)における燃料の使用に伴う排出						
灯油	0.0095	(kg-CH ₄ /GJ)	0.0367	(GJ/l)	総排出量算定期間において本来の用途に従って家庭用機器(こたろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具をいう。)において使用された当該燃料の量	0.000349 (kg-CH ₄ /l)に相当
液化石油ガス(LPG)	0.0045	(kg-CH ₄ /GJ)	0.0508	(GJ/kg)		0.000229 (kg-CH ₄ /kg)に相当
都市ガス	0.0045	(kg-CH ₄ /GJ)	0.0448	(GJ/Nm ³)		0.000202 (kg-CH ₄ /Nm ³)に相当
(参考)都市ガス	0.0045	(kg-CH ₄ /GJ)	0.0433	(GJ/m ³)		0.000195 (kg-CH ₄ /m ³)に相当
ニ: 自動車の走行に伴う排出						
(1) ガソリン・LPG/乗用車	0.000010	(kg-CH ₄ /km)			総排出量算定期間における当該車両1台当たりの走行量	
(2) ガソリン/バス	0.000035	(kg-CH ₄ /km)				
(3) ガソリン/軽乗用車	0.000010	(kg-CH ₄ /km)				
(4) ガソリン/普通貨物車	0.000035	(kg-CH ₄ /km)				
(5) ガソリン/小型貨物車	0.000015	(kg-CH ₄ /km)				
(6) ガソリン/軽貨物車	0.000011	(kg-CH ₄ /km)				
(7) ガソリン/特殊用途車	0.000035	(kg-CH ₄ /km)				

※電気事業者(一般電気事業者及び特定規模電気事業者)及び電気事業者以外の者の別に応じて、環境大臣及び経済産業大臣が告示する排出係数を用いる。

	排出係数		政令の発熱量		活動量	参考
	数値	単位	数値	単位		
三 亜酸化窒素(N₂O)						
イ: ボイラーにおける燃料の使用に伴う排出						
一般炭	0.00058	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0257	(GJ/kg)	総排出量算定期間において本来の用途に従ってボイラーにおいて使用された当該燃料の量	0.000015 (kg-N ₂ O/kg)に相当
木材	0.00058	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0144	(GJ/kg)		0.0000084 (kg-N ₂ O/kg)に相当
木炭	0.00058	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0305	(GJ/kg)		0.000018 (kg-N ₂ O/kg)に相当
B重油又はC重油	0.000017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0419	(GJ/l)		0.0000071 (kg-N ₂ O/l)に相当
ロ: ディーゼル機関(自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。)における燃料の使用に伴う排出						
灯油	0.0017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0367	(GJ/l)	総排出量算定期間において本来の用途に従ってディーゼル機関(自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。)において使用された当該燃料の量	0.000062 (kg-N ₂ O/l)に相当
軽油	0.0017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0377	(GJ/l)		0.000064 (kg-N ₂ O/l)に相当
A重油	0.0017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0391	(GJ/l)		0.000066 (kg-N ₂ O/l)に相当
B重油又はC重油	0.0017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0419	(GJ/l)		0.000071 (kg-N ₂ O/l)に相当
液化石油ガス(LPG)	0.0017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0508	(GJ/kg)		0.000086 (kg-N ₂ O/kg)に相当
都市ガス	0.0017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0448	(GJ/Nm ³)		0.000076 (kg-N ₂ O/kg)に相当
(参考)都市ガス	0.0017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0433	(GJ/m ³)		0.000074 (kg-N ₂ O/kg)に相当
ハ: ガス機関又はガソリン機関(航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。)における燃料の使用に伴う排出						
液化石油ガス(LPG)	0.00062	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0508	(GJ/kg)	総排出量算定期間において本来の用途に従ってガス機関又はガソリン機関(航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。)において使用された当該燃料の量	0.000031 (kg-N ₂ O/kg)に相当
都市ガス	0.00062	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0448	(GJ/Nm ³)		0.000028 (kg-N ₂ O/Nm ³)に相当
(参考)都市ガス	0.00062	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0433	(GJ/m ³)		0.000027 (kg-N ₂ O/m ³)に相当
ニ: 家庭用機器(こもろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具をいう。)における燃料の使用に伴う排出						
灯油	0.00057	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0367	(GJ/l)	総排出量算定期間において本来の用途に従って家庭用機器(こもろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具をいう。)において使用された当該燃料の量	0.000021 (kg-N ₂ O/l)に相当
液化石油ガス(LPG)	0.00009	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0508	(GJ/kg)		0.0000046 (kg-N ₂ O/kg)に相当
都市ガス	0.00009	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0448	(GJ/m ³)		0.0000040 (kg-N ₂ O/m ³)に相当
(参考)都市ガス	0.00009	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0433	(GJ/m ³)		0.0000039 (kg-N ₂ O/m ³)に相当
ホ: 自動車の走行に伴う排出						
(1) ガソリン・LPG/乗用車	0.000029	(kg-N ₂ O/km)			総排出量算定期間における当該車両1台当たりの走行量	
(2) ガソリン/バス	0.000041	(kg-N ₂ O/km)				
(3) ガソリン/軽乗用車	0.000022	(kg-N ₂ O/km)				
(4) ガソリン/普通貨物車	0.000039	(kg-N ₂ O/km)				
(5) ガソリン/小型貨物車	0.000026	(kg-N ₂ O/km)				
(6) ガソリン/軽貨物車	0.000022	(kg-N ₂ O/km)				
(7) ガソリン/特殊用途車	0.000035	(kg-N ₂ O/km)				
(8) ディーゼル/乗用車	0.000007	(kg-N ₂ O/km)				
(9) ディーゼル/バス	0.000025	(kg-N ₂ O/km)				
(10) ディーゼル/普通貨物車	0.000014	(kg-N ₂ O/km)				
(11) ディーゼル/小型貨物車	0.000009	(kg-N ₂ O/km)				
(12) ディーゼル/特殊用途車	0.000025	(kg-N ₂ O/km)				
ヘ: 船舶の航行に伴う排出						
(1) 軽油	0.073	(kg-N ₂ O/kl)			総排出量算定期間における船舶の当該燃料の消費量	
(2) A重油	0.074	(kg-N ₂ O/kl)				
(3) B重油又はC重油	0.079	(kg-N ₂ O/kl)				
ト: 麻酔剤(笑気ガス)の使用に伴う排出						
	-				総排出量算定期間において麻酔剤として使用された一酸化二窒素の量	
チ: 家畜のふん尿処理等に伴う排出						
(1) 牛	1.61	(kg-N ₂ O/頭・年)			総排出量算定期間において飼養された家畜の平均的な頭・羽数	
(2) 豚	0.56	(kg-N ₂ O/頭・年)				
(3) 鶏	0.0293	(kg-N ₂ O/羽・年)				
リ: 耕地に使用された化学肥料からの排出						
(1) 畑	9.74	(kg-N ₂ O/t-N)			総排出量算定期間において耕地で使用された化学肥料に含まれる窒素の量	
(2) 水田	4.87	(kg-N ₂ O/t-N)				

	排出係数		政令の発熱量		活動量	参考
	数値	単位	数値	単位		
三号 一酸化二窒素(N₂O) (つづき)						
ヌ: 農作物の栽培に使用された肥料からの排出						
(1) 野菜	9.74	(kg-N ₂ O/t-N)			総排出量算定期間において当該農作物の栽培のために使用された肥料(化学肥料を除く。)に含まれる窒素の量	
(2) 水稻	4.87	(kg-N ₂ O/t-N)				
(3) 果樹	9.74	(kg-N ₂ O/t-N)				
(4) 茶樹	45.6	(kg-N ₂ O/t-N)				
(5) ばれいしょ	9.74	(kg-N ₂ O/t-N)				
(6) 飼料作物	9.74	(kg-N ₂ O/t-N)				
ル: 放牧地における牛のふん尿からの排出	0.18	(kg-N ₂ O/頭・年)			総排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数	
ヲ: 農業活動に伴う穀・わらの焼却による排出						
(1) 穀	0.000057	(kg-N ₂ O/t-N)			総排出量算定期間において焼却された当該植物性の穀・わらの量	
(2) わら	0.000057	(kg-N ₂ O/t-N)				
ワ: 下水又はし尿の処理に伴う排出						
(1) 終末処理場	0.00016	(kg-N ₂ O/m ³)			総排出量算定期間において当該処理施設において算定期間に処理された下水又はし尿の量	
(2) し尿処理施設	0.00093	(kg-N ₂ O/m ³)				
カ: 浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に伴う排出	0.023	(kg-N ₂ O/人)			総排出量算定期間における浄化槽の処理対象人員	
ヨ: 一般廃棄物の焼却に伴う排出						
(1) 連続燃焼式焼却施設	0.0567	(kg-N ₂ O/t)			総排出量算定期間に当該施設にて焼却された一般廃棄物の量(湿重量ベース)	
(2) 準連続燃焼式焼却施設	0.0539	(kg-N ₂ O/t)				
(3) パッチ燃焼式焼却施設	0.0724	(kg-N ₂ O/t)				
タ: 産業廃棄物の焼却に伴う排出						
(1) 紙くず又は木くず	0.010	(kg-N ₂ O/t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの紙くず又は木くずの量(湿重量ベース)	
(2) 廃油	0.0098	(kg-N ₂ O/t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの廃油の量(湿重量ベース)	
(3) 廃プラスチック類	0.17	(kg-N ₂ O/t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの廃プラスチック類の量(湿重量ベース)	
(4) 下水汚泥	1.09	(kg-N ₂ O/t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの下水汚泥の量(湿重量ベース)	
(5) 汚泥(下水汚泥を除く)	0.45	(kg-N ₂ O/t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの汚泥の量(湿重量ベース)	
レ: その他						
四号 ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)						
イ: 自動車用エアコンディショナー使用時の排出	0.01	(kgHFC/台・年)			総排出量算定期間において使用に供された自動車用エアコンディショナーの台数(当該物質が封入されたもの)	
ロ: 自動車用エアコンディショナー廃棄時の排出	-				総排出量算定期間において廃棄された自動車用エアコンディショナーに封入された当該物質の量から回収・適正処理された量を控除した量	
ハ: 噴霧器、消火器の使用又は廃棄に伴う排出						
(1) 噴霧器	-				総排出量算定期間において噴霧器の使用又は廃棄に伴い排出された当該物質の量	
(2) 消火剤	-					総排出量算定期間において消火剤の使用又は廃棄に伴い排出された当該物質の量
ニ: その他						
五号 パーフルオロカーボン類(PFCs)						
イ: その他						
六号 六ふっ化硫黄(SF₆)						
イ: 六ふっ化硫黄が封入された電気機械器具の使用時の排出	0.001	(kgSF ₆ /kgSF ₆ ・年)			総排出量算定期間において使用に供された電気機械器具に封入された六ふっ化硫黄の量	
ロ: 六ふっ化硫黄が封入された電気機械器具の点検時の排出	-				総排出量算定期間において電気機械器具の点検に伴い排出された六ふっ化硫黄の量	
ハ: 六ふっ化硫黄が封入された電気機械器具の廃棄時の排出	-				総排出量算定期間において廃棄された電気機械器具に封入されていた六ふっ化硫黄の量から回収・適正処理された量を控除した量	
ニ: その他						

	排出係数		政令の発熱量		活動量	参考
	数値	単位	数値	単位		
二号 メタン(CH₄) (つづき)						
(8)ディーゼル/乗用車	0.000002	(kg-CH ₄ /km)				
(9)ディーゼル/バス	0.000017	(kg-CH ₄ /km)				
(10)ディーゼル/普通貨物車	0.000015	(kg-CH ₄ /km)				
(11)ディーゼル/小型貨物車	0.0000076	(kg-CH ₄ /km)				
(12)ディーゼル/特種用途車	0.000013	(kg-CH ₄ /km)				
ホ: 船舶の航行に伴う排出						
(1)軽油	0.25	(kg-CH ₄ /kl)			総排出量算定期間における船舶の当該燃料の消費量	
(2)A重油	0.26	(kg-CH ₄ /kl)				
(3)B重油又はC重油	0.28	(kg-CH ₄ /kl)				
ヘ: 家畜の飼養に伴う排出(消化管内発酵)						
(1)牛	82	(kg-CH ₄ /頭・年)			総排出量算定期間において飼養された家畜の平均的な頭・羽数口	
(2)馬	18	(kg-CH ₄ /頭・年)				
(3)めん羊	4.1	(kg-CH ₄ /頭・年)				
(4)山羊	4.1	(kg-CH ₄ /頭・年)				
(5)豚	1.1	(kg-CH ₄ /頭・年)				
ト: 家畜のふん尿処理等に伴う排出						
(1)牛	24	(kg-CH ₄ /頭・年)			総排出量算定期間において飼養された家畜の平均的な頭・羽数口	
(2)馬	2.1	(kg-CH ₄ /頭・年)				
(3)めん羊	0.28	(kg-CH ₄ /頭・年)				
(4)山羊	0.18	(kg-CH ₄ /頭・年)				
(5)豚	1.5	(kg-CH ₄ /頭・年)				
(6)鶏	0.011	(kg-CH ₄ /羽・年)				
チ: 水田からの排出	0.016	(kg-CH ₄ /m ²)				
リ: 放牧地における牛のふん尿からの排出	1.3	(kg-CH ₄ /頭・年)			総排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数	
ヌ: 農業活動に伴う穀・わらの焼却による排出						
(1)穀	0.0021	(kg-CH ₄ /kg)			総排出量算定期間において焼却された当該植物性の穀・わらの量	
(2)わら	0.0021	(kg-CH ₄ /kg)				
ル: 埋立処分に伴う排出						
(1)食物くず	145	(kg-CH ₄ /t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの紙くず又は木くずの量(湿重量ベース)	
(2)紙くず	136	(kg-CH ₄ /t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの廃油の量(湿重量ベース)	
(3)繊維くず	150	(kg-CH ₄ /t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの廃プラスチック類の量(湿重量ベース)	
(4)木くず	151	(kg-CH ₄ /t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの下水汚泥の量(湿重量ベース)	
ヲ: 下水又はし尿の処理に伴う排出						
(1)終末処理場	0.00088	(kg-CH ₄ /m ³)			総排出量当該処理施設において算定期間に処理された下水又はし尿の量	
(2)し尿処理施設	0.038	(kg-CH ₄ /m ³)				
ワ: 浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に伴う排出	0.59	(kg-CH ₄ /人)			総排出量算定期間における浄化槽の処理対象人員	
カ: 一般廃棄物の焼却に伴う排出						
(1)連続燃焼式焼却施設	0.00095	(kg-CH ₄ /t)			総排出量算定期間に当該施設にて焼却された一般廃棄物の量(湿重量ベース)	
(2)准連続燃焼式焼却施設	0.077	(kg-CH ₄ /t)				
(3)バッチ燃焼式焼却施設	0.076	(kg-CH ₄ /t)				
ヨ: 産業廃棄物の焼却に伴う排出						
(1)廃油	0.00056	(kg-CH ₄ /t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの紙くず又は木くずの量(湿重量ベース)	
(2)汚泥	0.0097	(kg-CH ₄ /t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの廃油の量(湿重量ベース)	
タ: その他						

・ 温室効果ガス排出量調査結果

(1)温室効果ガス排出量(温室効果ガス算定対象)

表3-1 温室効果ガス別排出量【区分施設別】

	施設名	燃料 (L)	電気 (kwh)	ガス (kg)	走行 (km)	し尿処理 (m³)	排水 (人)	二酸化炭素 (t-CO ₂)	メタン (t-CH ₄)	一酸化二窒素 (t-NO ₂)	排出量 合計
1	大和村民プール		5,924				2,814	3.29	1.66	0.06	5.01
2	大棚小学校プール		8,764				1,080	4.86	0.64	0.02	5.53
3	名音小学校プール		5,750				480	3.19	0.28	0.01	3.49
4	今里小学校プール		9,122				480	5.06	0.28	0.01	5.36
5	大和小学校湯湾釜分校		1,317				800	0.73	0.47	0.02	1.22
6	大和小学校		19,490	24			21,600	10.82	12.74	0.50	24.06
7	大和村中学校		19,492	12			27,360	10.82	16.14	0.63	27.59
8	大棚小学校		19,990	10			13,920	11.09	8.21	0.32	19.63
9	戸円小学校		1,018	15			360	0.56	0.21	0.01	0.79
10	名音小学校		15,235	8			7,200	8.46	4.25	0.17	12.87
11	今里小学校		12,463	0			5,760	6.92	3.40	0.13	10.45
12	学校給食センター		37,264	3,516			2,640	20.68	1.56	0.06	22.30
13	大和中小学校校庭		3,503					1.94	0.00	0.00	1.94
14	大棚小学校校庭		1,060					0.59	0.00	0.00	0.59
15	名音小学校校庭		315					0.17	0.00	0.00	0.17
16	今里小学校校庭		29					0.02	0.00	0.00	0.02
17	大和中小学校体育館		6,729				24,480	3.73	14.44	0.56	18.74
18	今里小学校体育館		652				2,880	0.36	1.70	0.07	2.13
19	村体育館		33,391	2			10,930	19.75	6.45	0.25	26.45
20	陶芸倉庫		1,607					0.89	0.00	0.00	0.89
21	大棚地区港湾		5,325					2.96	0.00	0.00	2.96
22	大和港思勝地区港湾	1,696	8,120				4,850	8.64	2.86	0.11	11.61
23	まほろば館	1,278	42	147			10,392	26.56	6.13	0.24	32.93
24	大和村果汁選果場	353	1,125				324	1.52	0.19	0.01	1.72
25	湯湾釜農産貯蔵庫		1,608					0.89	0.00	0.00	0.89
26	名音漁港公衆トイレ		1,679				2,460	0.93	1.45	0.06	2.44
27	今里漁港公衆トイレ		7,464				3,024	4.14	1.78	0.07	6.00
28	まほろば公園トイレ		4,549				2,088	2.52	1.23	0.05	3.80
29	まほろば浄化槽ポンプ		4,677					2.60	0.00	0.00	2.60
30	戸円公衆トイレ		60				780	0.03	0.46	0.02	0.51
31	国直公衆トイレ		280				2,760	0.16	1.63	0.06	1.85
32	大金久トウルス公園トイレ		206				1,524	0.11	0.90	0.04	1.05
33	嶺山公園トイレ		706				5,400	0.39	3.19	0.12	3.70
34	紬締養成場		1,453					0.81	0.00	0.00	0.81
35	うみがめ公園		11					0.01	0.00	0.00	0.01
36	ゴミ収集車庫		746					0.41	0.00	0.00	0.41
37	国直地区簡易水道施設		339					0.19	0.00	0.00	0.19
38	湯湾釜地区簡易水道施設		443					0.25	0.00	0.00	0.25
39	大和地区簡易水道施設		741					0.41	0.00	0.00	0.41
40	思勝深井戸ポンプ		6,781					3.76	0.00	0.00	3.76

	施設名	燃料 (L)	電気 (kwh)	ガス (kg)	走行 (km)	し尿処理 (m³)	排水 (人)	二酸化炭素 (t-CO₂)	メタン (t-CH₄)	一酸化二窒素 (t-NO₂)	排出量 合計
41	大和ダム浄水場		4,496					2.50	0.00	0.00	2.50
42	大柵地区簡易水道施設		387					0.21	0.00	0.00	0.21
43	戸円地区簡易水道施設		291					0.16	0.00	0.00	0.16
44	名音地区簡易水道施設		296					0.16	0.00	0.00	0.16
45	今里地区簡易水道施設		211					0.12	0.00	0.00	0.12
46	思勝ポンプ		270					0.15	0.00	0.00	0.15
47	津名久ポンプ場		1,064					0.59	0.00	0.00	0.59
48	東部地区集落排水処理施設		4,639					2.57	0.00	0.00	2.57
49	中部地区大金久集落排水処理施設		2,617					1.45	0.00	0.00	1.45
50	戸円1号ポンプ場		4,943					2.74	0.00	0.00	2.74
51	戸円2号ポンプ場		1,731					0.96	0.00	0.00	0.96
52	名音ポンプ場		11,015					6.11	0.00	0.00	6.11
53	志戸勘ポンプ場		3,000					1.67	0.00	0.00	1.67
54	今里ポンプ場		4,215					2.34	0.00	0.00	2.34
55	西部地区集落排水処理施設		65,568				120	36.39	0.07	0.00	36.46
56	大和村衛生センター(し尿処理場)	25,080	213,873			344,672	1,080	189.17	13.73	0.35	203.25
57	大和村衛生センター専用浄水場		334					0.19	0.00	0.00	0.19
58	あまみFM大和北送信所		1,033					0.57	0.00	0.00	0.57
59	消防分註所	74	5,480	74			600	3.21	0.35	0.01	3.58
60	国直格納庫		12					0.01	0.00	0.00	0.01
61	湯湾釜格納庫		24					0.01	0.00	0.00	0.01
62	津名久格納庫		22					0.01	0.00	0.00	0.01
63	思勝格納庫		38					0.02	0.00	0.00	0.02
64	大和浜格納庫		56					0.03	0.00	0.00	0.03
65	大柵格納庫		0					0.00	0.00	0.00	0.00
66	大金久格納庫		12					0.01	0.00	0.00	0.01
67	戸円格納庫		24					0.01	0.00	0.00	0.01
68	名音格納庫		12					0.01	0.00	0.00	0.01
69	今里格納庫		60					0.03	0.00	0.00	0.03
70	戸円避難所		1,239					0.69	0.00	0.00	0.69
71	大和村防災センター		147	135			3,750	0.08	2.21	0.09	2.38
72	防災無線		2,072					1.15	0.00	0.00	1.15
73	防災増設分		480					0.27	0.00	0.00	0.27
74	防犯外灯		480					0.27	0.00	0.00	0.27
75	庁舎(大和村役場)		511	87			25,200	0.28	14.87	0.58	15.73
76	介護支援センター		1,104				2,400	0.61	1.42	0.06	2.08
77	大和の園施設	6,484	143,893	5,218			7,200	80.15	4.26	0.17	84.58
78	福祉センターバス停		1					0.00	0.00	0.00	0.00
79	大和診療所	51	26,967	6			4,800	15.09	2.83	0.11	18.03
80	大和へき地保育所		9,014	121			5,520	5.00	3.26	0.13	8.39
81	大柵へき地保育所		3,150	16			2,160	1.75	1.27	0.05	3.07
82	名音へき地保育所		2,909	11			5,760	1.61	3.40	0.13	5.15
83	今里へき地診療所	264	819				240	1.07	0.14	0.01	1.21
合計		35,279	767,979	9,402	0	344,672	215,216	530.677	140.09	5.27	676.04
割合								78.50%	20.72%	0.78%	100.00%

※ 項目ごとに四捨五入してあります。

表3-2 温室効果ガス別排出量【区分公用車】

	自動車登録番号	燃料 (L)	電気 (kwh)	ガス (kg)	走行 (km)	し尿処理 (m³)	排水 (人)	二酸化炭素 (t-CO ₂)	メタン (t-CH ₄)	一酸化二窒素 (t-NO _x)	合 計
1	奄美 せ 810-119	186			1,193			0.43	0.00	0.00	0.43
2	奄美 き 883-119	38			38			0.10	0.00	0.00	0.10
3	奄美 う 883-119	16			81			0.04	0.00	0.00	0.04
4	奄美 か 883-119	30			172			0.07	0.00	0.00	0.07
5	奄美 す 810-119	93		0	99			0.21	0.00	0.00	0.21
6	奄美 け 883-119	51			158			0.12	0.00	0.00	0.12
7	奄美 た 810-119	73			0			0.17	0.00	0.00	0.17
8	奄美 い 883-119	43			61			0.10	0.00	0.00	0.10
9	奄美 さ 810-119	68			328			0.16	0.00	0.00	0.16
10	奄美 そ 810-119	290			611			0.75	0.00	0.00	0.75
11	奄美 く 883-119	13			124			0.03	0.00	0.00	0.03
12	奄美 え 883-119	32			18			0.07	0.00	0.00	0.07
13	鹿児島 さ 827-1005	119			408			0.31	0.00	0.00	0.31
14	奄美 あ 883-119	103			1,337			0.24	0.00	0.00	0.24
15	奄美 さ 500-16	387			6,488			0.90	0.00	0.00	0.90
16	奄美 さ 500-15	1,093			14,825			2.54	0.00	0.00	2.54
17	奄美 あ 580-27	391			11,282			0.91	0.00	0.00	0.91
18	奄美 さ 800-122	4,038			26,293			10.42	0.00	0.00	10.42
19	奄美 さ 300-13	1,740			14,869			4.04	0.00	0.00	4.04
20	奄美 あ 480-15	1,419			16,010			3.29	0.00	0.00	3.29
21	奄美 あ 580-25	530			8,841			1.23	0.00	0.00	1.23
22	奄美 さ 100-38	1,542			12,040			3.98	0.00	0.00	3.98
23	奄美 あ 480-615	1,263			14,133			2.93	0.00	0.00	2.93
24	奄美 さ 200-4	715			6,366			1.66	0.00	0.00	1.66
25	奄美 あ 580-28	460			6,613			1.07	0.00	0.00	1.07
26	奄美 さ 500-17	790			8,219			1.83	0.00	0.00	1.83
27	奄美 あ 580-29	520			8,233			1.21	0.00	0.00	1.21
28	奄美 あ 480-14	752			11,909			1.74	0.00	0.00	1.75
29	奄美 さ 400-6	138			3,196			0.32	0.00	0.00	0.32
30	鹿児島 ら 99-1325	0			0			0.00	0.00	0.00	0.00
31	大和村 -19	662			0			1.71	0.00	0.00	1.71
32	PC27MR20326	431			0			1.11	0.00	0.00	1.11
33	奄美 さ 300-12	1,165			9,701			2.70	0.00	0.00	2.70
34	奄美 さ 400-4	1,260			10,020			2.92	0.00	0.00	2.92
35	奄美 あ 480-195	45			607			0.10	0.00	0.00	0.10
36	大和村 -22	34			0			0.09	0.00	0.00	0.09
37	奄美 あ 580-3166	592			9,715			1.37	0.00	0.00	1.37
38	奄美 あ 580-23	178			2,001			0.41	0.00	0.00	0.41
39	奄美 さ 300-11	1,124			10,864			2.90	0.00	0.00	2.90
40	奄美 さ 300-10	957			10,844			2.22	0.00	0.00	2.22
41	奄美 あ 480-1943	343			4,957			0.80	0.00	0.00	0.80
42	奄美 あ 480-13	117			1,087			0.27	0.00	0.00	0.27
43	奄美 さ 500-13	830			11,682			1.93	0.00	0.00	1.93
44	奄美 さ 800-4	120			1,560			0.31	0.00	0.00	0.31
45	奄美 さ 100-9	1,069			7,484			2.76	0.00	0.00	2.76
46	奄美 さ 800-9	447			2,007			1.04	0.00	0.00	1.04
47	奄美 あ 480-16	290			8,373			0.67	0.00	0.00	0.67
48	奄美 さ 500-18	830			12,565			1.93	0.00	0.00	1.93
49	奄美 さ 500-14	445			7,097			1.03	0.00	0.00	1.03
50	奄美 あ 580-26	427			4,249			0.99	0.00	0.00	0.99
合 計		28,298	0	0	288,758	0	0	68.12	0.00	0.01	68.13
割 合								99.98%	0.01%	0.01%	100.00%
総 計		63,577	767,979	9,402	288,758	344,672	215,216	598.80	140.10	5.28	744.17
総割合								80.46%	18.83%	0.71%	100.00%

※ 項目ごとに四捨五入してあります。

表3-3 温室効果ガス別排出量【区分施設】

順位	所管	施設名	二酸化炭素 (t-CO ₂)	メタン (t-CH ₄)	一酸化二窒素 (t-N ₂ O)	合計
1	住民税務課	大和村衛生センター(し尿処理場)	189.170	13.735	0.345	203.250
2	大和の園	大和の園施設	80.149	4.262	0.166	84.577
3	住民税務課	西部地区集落排水処理施設	36.390	0.071	0.003	36.464
4	産業振興課	まほろば館	26.564	6.131	0.239	32.934
5	教育委員会	大和村中学校	10.818	16.142	0.629	27.590
6	教育委員会	村体育館	19.745	6.452	0.252	26.449
7	教育委員会	大和小学校	10.817	12.744	0.497	24.058
8	教育委員会	学校給食センター	20.682	1.558	0.061	22.301
9	教育委員会	大和小学校	11.094	8.213	0.320	19.627
10	教育委員会	大和小中学校体育館	3.735	14.443	0.563	18.741
11	保健福祉課	大和診療所	15.085	2.832	0.110	18.027
12	総務企画課	庁舎(大和村役場)	0.284	14.868	0.580	15.731
13	教育委員会	名音小学校	8.455	4.248	0.166	12.869
14	建設課	大和港思勝地区港湾	8.639	2.862	0.112	11.612
15	教育委員会	今里小学校	6.917	3.398	0.132	10.448
16	保健福祉課	大和へき地保育所	5.003	3.257	0.127	8.387
17	住民税務課	名音ポンプ場	6.113	0.000	0.000	6.113
18	産業振興課	今里漁港公衆トイレ	4.143	1.784	0.070	5.996
19	教育委員会	大和小学校プール	4.864	0.637	0.025	5.526
20	教育委員会	今里小学校プール	5.063	0.283	0.011	5.357
21	保健福祉課	名音へき地保育所	1.614	3.398	0.132	5.145
22	教育委員会	大和村民プール	3.288	1.660	0.065	5.013
23	産業振興課	まほろば公園トイレ	2.525	1.232	0.048	3.805
24	住民税務課	思勝深井戸ポンプ	3.763	0.000	0.000	3.763
25	産業振興課	嶺山公園トイレ	0.392	3.186	0.124	3.702
26	総務・消防	消防分註所	3.213	0.354	0.014	3.580
27	教育委員会	名音小学校プール	3.191	0.283	0.011	3.485
28	保健福祉課	大和へき地保育所	1.748	1.274	0.050	3.072
29	建設課	大和地区港湾	2.955	0.000	0.000	2.955
30	住民税務課	戸円1号ポンプ場	2.743	0.000	0.000	2.743
31	産業振興課	まほろば浄化槽ポンプ	2.596	0.000	0.000	2.596
32	住民税務課	東部地区集落排水処理施設	2.575	0.000	0.000	2.575
33	住民税務課	大和ダム浄水場	2.495	0.000	0.000	2.495
34	産業振興課	名音漁港公衆トイレ	0.932	1.451	0.057	2.440
35	総務企画課	大和村防災センター	0.082	2.213	0.086	2.380
36	住民税務課	今里ポンプ場	2.339	0.000	0.000	2.339
37	教育委員会	今里小学校体育館	0.362	1.699	0.066	2.127
38	大和の園	介護支援センター	0.613	1.416	0.055	2.084
39	教育委員会	大和小中学校校庭	1.944	0.000	0.000	1.944
40	産業振興課	国直公衆トイレ	0.155	1.628	0.063	1.847
41	産業振興課	大和村果汁選果場	1.520	0.191	0.007	1.719
42	住民税務課	志戸勘ポンプ場	1.665	0.000	0.000	1.665
43	住民税務課	中部地区大金久集落排水処理施設	1.452	0.000	0.000	1.452
44	教育委員会	大和小学校湯湾釜分校	0.731	0.472	0.018	1.221
45	保健福祉課	今里へき地診療所	1.067	0.142	0.006	1.214
46	総務企画課	防災無線	1.150	0.000	0.000	1.150
47	産業振興課	大金久ツルス公園トイレ	0.114	0.899	0.035	1.049
48	住民税務課	戸円2号ポンプ場	0.961	0.000	0.000	0.961
49	産業振興課	湯湾釜農産貯蔵庫	0.892	0.000	0.000	0.892
50	教育委員会	陶芸倉庫	0.892	0.000	0.000	0.892
51	産業振興課	紬縮養成場	0.806	0.000	0.000	0.806
52	保健福祉課	戸円小学校	0.565	0.212	0.008	0.786
53	総務企画課	戸円避難所	0.688	0.000	0.000	0.688
54	住民税務課	津名久ポンプ場	0.591	0.000	0.000	0.591
55	教育委員会	大和小学校校庭	0.588	0.000	0.000	0.588
56	総務企画課	あまみFM大和北送信所	0.573	0.000	0.000	0.573
57	産業振興課	戸円公衆トイレ	0.033	0.460	0.018	0.511
58	住民税務課	ゴミ収集車庫	0.414	0.000	0.000	0.414
59	住民税務課	大和地区簡易水道施設	0.411	0.000	0.000	0.411
60	総務企画課	防災増設分	0.266	0.000	0.000	0.266

61	総務企画課	防犯外灯	0.266	0.000	0.000	0.266
62	住民税務課	湯湾釜地区簡易水道施設	0.246	0.000	0.000	0.246
63	住民税務課	大棚地区簡易水道施設	0.215	0.000	0.000	0.215
64	住民税務課	大和村衛生センター専用浄水場	0.191	0.000	0.000	0.191
65	住民税務課	国直地区簡易水道施設	0.188	0.000	0.000	0.188
66	教育委員会	名音小学校校庭	0.175	0.000	0.000	0.175
67	住民税務課	名音地区簡易水道施設	0.164	0.000	0.000	0.164
68	住民税務課	戸円地区簡易水道施設	0.162	0.000	0.000	0.162
69	住民税務課	思勝ポンプ	0.150	0.000	0.000	0.150
70	住民税務課	今里地区簡易水道施設	0.117	0.000	0.000	0.117
71	総務・消防	今里格納庫	0.033	0.000	0.000	0.033
72	総務・消防	大和浜格納庫	0.031	0.000	0.000	0.031
73	総務・消防	思勝格納庫	0.021	0.000	0.000	0.021
74	教育委員会	今里小学校校庭	0.016	0.000	0.000	0.016
75	総務・消防	湯湾釜格納庫	0.013	0.000	0.000	0.013
76	総務・消防	戸円格納庫	0.013	0.000	0.000	0.013
77	総務・消防	津名久格納庫	0.012	0.000	0.000	0.012
78	総務・消防	国直格納庫	0.007	0.000	0.000	0.007
79	総務・消防	大金久格納庫	0.007	0.000	0.000	0.007
80	総務・消防	名音格納庫	0.007	0.000	0.000	0.007
81	産業振興課	うみがめ公園	0.006	0.000	0.000	0.006
82	大和の園	福祉センターバス停	0.001	0.000	0.000	0.001
83	総務・消防	大棚格納庫	0.000	0.000	0.000	0.000

※ 項目ごとに四捨五入してあります。

表3-4 温室効果ガス別排出量【区分公用車】

順位	所管	自動車登録番号	二酸化炭素 (t-CO ₂)	メタン (t-CH ₄)	一酸化二窒素 (t-N ₂ O)	合計
1	住民税務課	奄美 さ 800-122	10.420	0.000	0.000	10.421
2	住民税務課	奄美 さ 300-13	4.037	0.000	0.000	4.037
3	住民税務課	奄美 さ 100-38	3.979	0.000	0.000	3.980
4	住民税務課	奄美 あ 480-15	3.293	0.000	0.000	3.294
5	住民税務課	奄美 あ 480-615	2.929	0.000	0.000	2.930
6	産業振興課	奄美 さ 400-4	2.923	0.000	0.000	2.924
7	建設課	奄美 さ 300-11	2.900	0.000	0.000	2.900
8	教育委員会	奄美 さ 100-9	2.758	0.000	0.000	2.758
9	産業振興課	奄美 さ 300-12	2.702	0.000	0.000	2.703
10	総務企画課	奄美 さ 500-15	2.536	0.000	0.000	2.536
11	建設課	奄美 さ 300-10	2.221	0.000	0.000	2.222
12	大和の園	奄美 さ 500-18	1.928	0.000	0.000	1.929
13	教育委員会	奄美 さ 500-13	1.926	0.000	0.000	1.926
14	保健福祉課	奄美 さ 500-17	1.832	0.000	0.000	1.832
15	産業振興課	奄美 あ 480-14	1.745	0.000	0.000	1.745
16	産業振興課	大和村 -19	1.708	0.000	0.000	1.708
17	保健福祉課	奄美 さ 200-4	1.659	0.000	0.000	1.659
18	産業振興課	奄美 あ 580-3166	1.373	0.000	0.000	1.374
19	住民税務課	奄美 あ 580-25	1.230	0.000	0.000	1.230
20	保健福祉課	奄美 あ 580-29	1.206	0.000	0.000	1.207
21	産業振興課	PC27MR20326	1.112	0.000	0.000	1.112
22	保健福祉課	奄美 あ 580-28	1.066	0.000	0.000	1.066
23	大和の園	奄美 さ 800-9	1.037	0.000	0.000	1.037
24	診療所	奄美 さ 500-14	1.032	0.000	0.000	1.033
25	診療所	奄美 あ 580-26	0.991	0.000	0.000	0.991
26	総務企画課	奄美 あ 580-27	0.908	0.000	0.000	0.908
27	総務企画課	奄美 さ 500-16	0.898	0.000	0.000	0.898
28	建設課	奄美 あ 480-1943	0.796	0.000	0.000	0.796
29	総務・消防	奄美 そ 810-119	0.748	0.000	0.000	0.748
30	大和の園	奄美 あ 480-16	0.672	0.000	0.000	0.672
31	総務・消防	奄美 せ 810-119	0.432	0.000	0.000	0.432
32	産業振興課	奄美 あ 580-23	0.413	0.000	0.000	0.413
33	産業振興課	奄美 さ 400-6	0.320	0.000	0.000	0.320
34	教育委員会	奄美 さ 800-4	0.310	0.000	0.000	0.310
35	総務・消防	鹿児島 さ 827-1005	0.307	0.000	0.000	0.307
36	建設課	奄美 あ 480-13	0.271	0.000	0.000	0.271
37	総務・消防	奄美 あ 883-119	0.239	0.000	0.000	0.239
38	総務・消防	奄美 す 810-119	0.215	0.000	0.000	0.215
39	総務・消防	奄美 た 810-119	0.170	0.000	0.000	0.170
40	総務・消防	奄美 さ 810-119	0.158	0.000	0.000	0.158
41	総務・消防	奄美 け 883-119	0.118	0.000	0.000	0.118
42	産業振興課	奄美 あ 480-195	0.104	0.000	0.000	0.104
43	総務・消防	奄美 い 883-119	0.100	0.000	0.000	0.100
44	総務・消防	奄美 き 883-119	0.099	0.000	0.000	0.099
45	産業振興課	大和村 -22	0.087	0.000	0.000	0.087
46	総務・消防	奄美 え 883-119	0.074	0.000	0.000	0.074
47	総務・消防	奄美 か 883-119	0.070	0.000	0.000	0.070
48	総務・消防	奄美 う 883-119	0.037	0.000	0.000	0.037
49	総務・消防	奄美 く 883-119	0.030	0.000	0.000	0.030
50	産業振興課	鹿児島 ら 99-1325	0.000	0.000	0.000	0.000

※ 項目ごとに四捨五入してあります。

・ 環境ラベル一覧

ラベル	種別 [運営団体]	概要・特色
	グリーン購入法ガイドライン [環境省]	環境省が国や自治体で推進するグリーン購入について規定した法律。一般企業も努力するよう記載されている。認定機関はなし。
	エコマーク [(財)日本環境協会] (環境問題の解決を目指して調査、研究、普及啓発等を行う環境省所管の公益法人)	ISO タイプ I 環境ラベル (第三者認証) 規格 (ISO14024) に準拠する我が国唯一の制度 様々な環境影響をライフサイクル全体に亘って考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準を設定
	GPN-DB [グリーン購入ネットワーク] (GPN-DB はグリーン購入ネットワークのデータベースの意味)	グリーン購入ネットワーク (GPN) の購入ガイドラインに基づく、データベースに登録のある製品に表示 購入ガイドラインは、購入する際に環境面で考慮すべき重要な観点を製品ごとにリストアップしたもの
	国際エネルギースタープログラム [経済産業省]	パソコンなどのオフィス機器の待機時における消費電力に着目した制度 米国、日本等が協力して実施している国際的な制度。(日米で同一の基準を採用)
	省エネラベリング制度 [経済産業省]	機器使用時のエネルギー消費効率に着目 省エネ法に基づく省エネ基準をどの程度達成しているかをマークで表示する制度 JIS 規格 (JISC9901) の規定に基づき事業者が自主的に表示 (通常省エネ性マークの色は橙色、省エネ基準を達成している場合はマークを緑色で表示可能)
	PCグリーンマーク [社団法人電子情報技術産業協会]	パソコン及びディスプレイの設計・製造からリユース・リサイクルに至るまでの環境負荷を包括的に考慮 協会が「PCグリーンラベル基準項目」を設定し、この基準をクリアしたパソコンに表示
	間伐材マーク [全国森林組合連合会] (日本の森林資源の保続培養・森林生産の増進を図ることを目的とした協同組合)	間伐材を用いた製品に表示。 間伐の推進及び間伐材の利用促進の重要性をPRする
	再生紙使用マーク [ごみ減量化推進国民会議] (ごみ減量化のために設立されたNGO)	紙・紙製品等の古紙使用状況に着目 古紙配合率を示す自主的なマーク Rの後の数字は古紙配合率を表す
	グリーンマーク [(財)日本古紙再生促進センター]	古紙を原料とした紙製品の利用拡大 (=古紙の再生利用の意義の認識) と自然環境の保護 (=社会環境緑化の推進) を図る
	非木材紙マーク [非木材紙普及協会]	非木材パルプを使用した紙製品を表示認定し、森林保護・育成の観点から草類や海藻などを活用して製品の普及・発展に努めることが目的
	ツリーフリーマーク [(財)日本環境財団]	非木材紙原料使用の紙・紙製品の普及が目的 非木材パルプが使用されている用紙に表示
	PET ボトルリサイクル推奨マーク [PET ボトル協議会] (PET ボトルメーカーやPET ボトルの原料樹脂メーカーなどから構成される業界団体)	PET ボトルリサイクル品 (再生処理フレーク、ペレット) の使用に着目 PET ボトルをリサイクルした商品つけられるマーク
	FSC 森林認証 [森林管理協議会] (環境保護団体、森林所有者、先住民族団体等によって設立されたNPO)	製品に使用されている木質材料 (木材や紙など) が、適切に管理された森林から合法的に伐り出されたものであることを証明するマーク

算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧

エネルギー起源二酸化炭素 (CO₂)

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量(排出係数)		
		区分	単位	値
燃料の使用	(燃料種ごとに)燃料使用量×単位使用量当たりの発熱量×単位発熱量当たりの炭素排出量×44/12	別表1及び別表2		
他人から供給された電気の使用	電気使用量×単位使用量当たりの排出量	(算定報告公表制度ホームページにてご確認ください。)		
他人から供給された熱の使用	(熱の種類ごとに)熱使用量×単位使用量当たりの排出量	産業用蒸気	tCO ₂ /GJ	0.060
		蒸気(産業用のものは除く。)、温水、冷水	tCO ₂ /GJ	0.057

【根拠条文】政令第6条第1項第1号、算定省令第2条

非エネルギー起源二酸化炭素 (CO₂)

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量(排出係数)		
		区分	単位	値
原油又は天然ガスの試掘	試掘された坑井数×単位井数当たりの排出量	—	tCO ₂ /井数	0.000028
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	性状に関する試験が行われた井数×単位実施井数当たりの排出量	—	tCO ₂ /井数	5.7
原油又は天然ガスの生産	原油(コンデンセートを除く。)生産量×単位生産量当たりの排出量	生産時の通気弁	tCO ₂ /kl	0.000012
		生産時の通気弁以外の施設	tCO ₂ /kl	0.00027
		随伴ガスの焼却を行う場合	tCO ₂ /kl	0.067
	天然ガス生産量×単位生産量当たりの排出量	生産時の生産井施設	tCO ₂ /Nm ³	0.00000095
		生産時の成分調整等の処理施設	tCO ₂ /Nm ³	0.00000027
		天然ガスの採取時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tCO ₂ /Nm ³	0.0000018
		天然ガスの処理時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tCO ₂ /Nm ³	0.0000021
	天然ガスの採取時及び処理時の随伴ガスの焼却を行う場合	tCO ₂ /Nm ³	0.0000039	
	生産された坑井数×単位井数当たりの点検に伴う排出量	—	tCO ₂ /井数	0.00048
	セメントの製造	セメントクリンカー製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tCO ₂ /t
生石灰の製造	(原料種ごとに)使用量×単位使用量当たりの排出量	石灰石	tCO ₂ /t	0.428
		ドロマイト	tCO ₂ /t	0.449
ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造	(原料種ごとに)使用量×単位使用量当たりの排出量	石灰石	tCO ₂ /t	0.440
		ドロマイト	tCO ₂ /t	0.471
ソーダ灰の製造	ソーダ灰の製造によるCO ₂ 使用量	—	—	—
ソーダ灰の使用	ソーダ灰使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tCO ₂ /t	0.415
アンモニアの製造	(原料種ごとに)原料使用量×単位使用量当たりの排出量	別表3		
シリコンカーバイドの製造	石油コークス使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tCO ₂ /t	2.3
カルシウムカーバイドの製造	カルシウムカーバイド製造量×単位製造量当たりの排出量	生石灰の製造	tCO ₂ /t	0.76
		生石灰の還元	tCO ₂ /t	1.1
エチレンの製造	エチレン製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tCO ₂ /t	0.014
カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用	アセチレン使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tCO ₂ /t	3.4
電気炉を使用した粗鋼の製造	電気炉における粗鋼製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tCO ₂ /t	0.0050
ドライアイスの使用	ドライアイスとしてのCO ₂ 使用量	—	—	—
噴霧器の使用	噴霧器の使用によるCO ₂ 排出量	—	—	—
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用	(炉種・廃棄物の種類ごとに)焼却・使用量×単位焼却・使用量当たりの排出量	別表4		

【根拠条文】政令第6条第1項第2号及び別表第7、算定省令第3条

メタン (CH₄)

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量(排出係数)		
		区分	単位	値
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用	(燃料種・炉種ごとに)燃料使用量×単位使用量当り	別表1及び別表5		
電気炉(製鉄用・製鋼用・合金鉄製造用・カーバド製造用)における電気の使用	電気使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tCH ₄ /kWh	0.000000020
石炭の採掘	坑内掘生産量×(排出される時期ごとに)単位生産量当たりの排出量	採掘時	tCH ₄ /t	0.0014
		採掘後の工程時	tCH ₄ /t	0.0016
	露天掘生産量×(排出される時期ごとに)単位生産量当たりの排出量	採掘時	tCH ₄ /t	0.00077
		採掘後の工程時	tCH ₄ /t	0.000067
原油又は天然ガスの試掘	試掘された坑井数×単位井数当たりの排出量	—	tCH ₄ /井数	0.00043
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	性状に関する試験が行われた坑井数×単位実施井数	—	tCH ₄ /井数	0.27
原油又は天然ガスの生産	原油(コンデンセートを除く。)生産量×単位生産量当たりの排出量	生産時の通気弁	tCH ₄ /kl	0.0014
		生産時の通気弁以外の施設	tCH ₄ /kl	0.0015
		随伴ガスの焼却を行う場合	tCH ₄ /kl	0.00014
	天然ガス生産量×単位生産量当たりの排出量	生産時の生産井施設	tCH ₄ /Nm ³	0.0000028
		生産時の成分調整等の処理施設	tCH ₄ /Nm ³	0.00000088
		天然ガスの採取時のみに随伴ガスの焼却を行う場	tCH ₄ /Nm ³	0.000000011
		天然ガスの処理時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tCH ₄ /Nm ³	0.000000013
	天然ガスの採取時及び処理時の随伴ガスの焼却を行う場合	tCH ₄ /Nm ³	0.000000024	
	生産された坑井数×単位井数当たりの点検に伴う排	—	tCH ₄ /井数	0.064
	原油の精製	コンデンセート精製量×単位精製量当たりの排出量	貯蔵時	tCH ₄ /kl
精製時			tCH ₄ /kl	0.00000030
原油(コンデンセートを除く。)精製量×単位精製量当たりの排出量		貯蔵時	tCH ₄ /kl	0.000000027
		精製時	tCH ₄ /kl	0.00000033
都市ガスの製造	(原料種ごとに)原料使用量×単位使用量当たりの排出量	液化天然ガス(LNG)	tCH ₄ /PJ	0.26
		天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く。)	tCH ₄ /PJ	0.26
カーボンブラック等化学製品の製造	(製品の種類ごとに)製品製造量×単位製造量当り	別表6		
家畜の飼養(消化管内発酵)	(家畜種ごとに)平均的な飼養頭数×単位飼養頭数当	別表7		
家畜の排せつ物の管理	(家畜のふん尿の管理方法ごとに)ふん尿中の有機物	別表8		
	(家畜種ごとに)平均的な飼養頭数×単位飼養頭数当			
	放牧牛の平均的な頭数×単位放牧頭数当たりのふん			
稲作	(水田種ごとに)作付面積×単位面積当たりの排出量	間欠灌漑水田	tCH ₄ /m ²	0.000016
		常時湛水田	tCH ₄ /m ²	0.000028
農業廃棄物の焼却	(農業廃棄物の種類ごとに)農業廃棄物の屋外焼却量	別表9		
廃棄物の埋立処分	(廃棄物の種類ごとに)最終処分場に埋め立てられた	別表10		
工場廃水の処理	工場廃水処理施設流入水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量×単位生物化学的	—	tCH ₄ /kgBOD	0.0000049
下水、し尿等の処理	終末処理場における下水処理量×単位処理量当り	別表11		
	(し尿処理方法ごとに)し尿及び浄化槽汚泥処理量×			
	(施設種ごとに)処理対象人員×単位人員当たりの排			
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用	(炉種・廃棄物の種類ごとに)焼却・使用量×単位焼	別表12		

【根拠条文】政令第6条第1項第3号及び別表第8、算定省令第4条及び別表第6

一酸化二窒素 (N₂O)

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量(排出係数)		
		区分	単位	値
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用	(燃料種・炉種ごとに)燃料使用量×単位使用量当たりの発熱量×単位発熱量当たりの排出量	別表1及び別表13		
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	性状に関する試験が行われた井数×単位実施井数当たりの排出量	—	tN ₂ O/井数	0.000068
原油又は天然ガスの生産	原油(コンデンセートを除く。)生産量×単位生産量当たりのフレアリングによる排出量	随伴ガスの焼却を行う場合	tN ₂ O/kl	0.00000064
	天然ガス生産量×単位生産量当たりのフレアリングによる排出量	天然ガスの採取時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tN ₂ O/Nm ³	0.000000000021
		天然ガスの処理時のみに随伴ガスの焼却を行う場合	tN ₂ O/Nm ³	0.000000000025
		天然ガスの採取時及び処理時の随伴ガスの焼却を行う場合	tN ₂ O/Nm ³	0.000000000046
アジピン酸等化学製品の製造	(製品の種類ごとに)製品製造量×単位製造量当たりの排出量	アジピン酸	tN ₂ O/t	0.28
		硝酸	tN ₂ O/t	0.0032
麻酔剤の使用	麻酔剤としてのN ₂ O使用量	—	—	—
家畜の排せつ物の管理	(家畜のふん尿の管理方法ごとに)ふん尿中の窒素量×単位窒素量当たりの管理に伴う排出量	別表14		
	(家畜のふん尿の管理方法ごとに)平均的な飼養頭数×単位飼養頭数当たりのふん尿からの排出量			
	放牧牛の平均的な頭数×単位放牧頭数当たりのふん尿からの排出量			
耕地における肥料の使用	(作物種ごとに)使用された肥料に含まれる窒素量×単位窒素量当たりの排出量	別表15		
耕地における農作物の残さの肥料としての使用	(作物種ごとに)土壌にすき込まれた作物残さの乾物量×単位作物残さの乾物量当たりの排出量	別表16		
農業廃棄物の焼却	(農業廃棄物の種類ごとに)農業廃棄物の屋外焼却量×単位焼却量当たりの排出量	別表17		
工場廃水の処理	工場廃水処理施設流入水中の窒素量×単位窒素量当たりの処理に伴う排出量	—	tN ₂ O/tN	0.0043
下水、し尿等の処理	終末処理場における下水処理量×単位処理量当たりの排出量	別表18		
	(し尿処理方法ごとに)し尿及び浄化槽汚泥中の窒素量×単位窒素量当たりの処理に伴う排出量			
	(施設種ごとに)処理対象人員×単位人員当たりの排出量			
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用	(炉種・廃棄物の種類ごとに)焼却・使用量×単位焼却・使用量当たりの排出量	別表19		

【根拠条文】政令第6条第1項第4号及び別表第9、算定省令第5条

ハイドロフルオロカーボン（HFC）

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量（排出係数）		
		区分	単位	値
クロロジフルオロメタン(HCFC-22)の製造	HCFC-22 製造量 × 単位製造量当たりの HFC-23 生成量 - 回収・適正処理量	—	tHFC-23/ tHCFC-22	0.019
ハイドロフルオロカーボン(HFC)の製造	製造量 × 単位製造量当たりの排出量	—	tHFC/tHFC	0.0049
家庭用電気冷蔵庫等 HFC 封入製品の製造における HFC の封入	(製品種ごとに) 製造時の使用量 × 単位使用量当たりの排出量	家庭用電気冷蔵庫	tHFC/tHFC	0.00050
		家庭用エアコンディショナー	tHFC/tHFC	0.0019
		業務用冷凍空調機器（自動販売機を除く。）	tHFC/tHFC	0.0020
	(製品種ごとに) 製造台数 × 単位台数当たりの排出量	自動販売機	tHFC/台	0.0000065
		自動車用エアコンディショナー	tHFC/台	0.0000025
業務用冷凍空調機器の使用開始における HFC の封入	機器使用開始時の使用量 × 単位使用量当たりの排出量	業務用冷凍空調機器（自動販売機を除く。）	tHFC/tHFC	0.017
業務用冷凍空調機器の整備における HFC の回収及び封入	回収時残存量 - 回収・適正処理量 + 再封入時使用量 × 単位使用量当たりの排出量	業務用冷凍空調機器（自動販売機を除く。）	tHFC/tHFC	0.010
	回収時残存量 - 回収・適正処理量 + 再封入台数 × 単位台数当たりの排出量	自動販売機	tHFC/台	0.0000011
家庭用電気冷蔵庫等 HFC 封入製品の廃棄における HFC の回収	(製品種ごとに) 回収時残存量 - 回収・適正処理量	家庭用電気冷蔵庫	—	—
		家庭用エアコンディショナー	—	—
		業務用冷凍空調機器（自動販売機を除く。）	—	—
		自動販売機	—	—
プラスチック製造における発泡剤としての HFC の使用	ポリエチレンフォーム 製造時の使用量	ポリエチレンフォーム	—	—
	(製品種ごとに) 製造時の使用量 × 単位使用量当たりの排出量	押出法ポリスチレンフォーム	tHFC/tHFC	0.25
		ウレタンフォーム	tHFC/tHFC	0.10
噴霧器及び消火剤の製造における HFC の封入	製品製造時の使用量 × 単位使用量当たりの排出量	噴霧器	tHFC/tHFC	0.028
		消火剤	tHFC/tHFC	0.000020
噴霧器の使用	製品の使用に伴う排出量	—	—	—
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等における HFC の使用	使用量 × 単位使用量当たりの排出量 - 回収・適正処理量	—	tHFC/tHFC	0.30
溶剤等の用途への HFC の使用	使用量 - 回収・適正処理量	—	—	—

【根拠条文】政令第6条第1項第5号及び別表第10、算定省令第6条

パーフルオロカーボン (PFC)

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量(排出係数)		
		区分	単位	値
アルミニウムの製造	アルミニウム製造量×単位製造量当たりの排出量	PFC-14(CF ₄)	tPFC-14/tAl	0.00030
		PFC-116(C ₂ F ₆)	tPFC-116/tAl	0.000030
パーフルオロカーボン(PFC)の製造	製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tPFC/tPFC	0.039
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるPFCの使用	使用量×単位使用量当たりの排出量－回収・適正処理量	PFC-14(CF ₄)	tPFC/tPFC	0.80
		PFC-116(C ₂ F ₆)	tPFC/tPFC	0.70
		PFC-218(C ₃ F ₈)	tPFC/tPFC	0.40
		PFC-c318(c-C ₄ F ₈)	tPFC/tPFC	0.30
		PFC-116使用時, PFC-14の副生	tPFC-14/ tPFC-116	0.10
		PFC-218使用時, PFC-14の副生	tPFC-14/ tPFC-218	0.20
溶剤等の用途へのPFCの使用	使用量－回収・適正処理量	—	—	—

【根拠条文】政令第6条第1項第6号及び別表第11、算定省令第7条

六ふっ化硫黄 (SF₆)

対象となる排出活動	算定方法	単位生産量等当たりの排出量(排出係数)		
		区分	単位	値
マグネシウム合金の鋳造	マグネシウム合金の鋳造によるSF ₆ 使用量	—	—	—
六ふっ化硫黄(SF ₆)の製造	製造量×単位製造量当たりの排出量	—	tSF ₆ /tSF ₆	0.019
変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF ₆ の封入	機器製造・使用開始時の使用量×単位使用量当たりの排出量	—	tSF ₆ /tSF ₆	0.027
変圧器等電気機械器具の使用	機器使用開始時に封入されていた量×単位封入量当たりの年間排出量×使用期間の1年間に対する比率	—	tSF ₆ /tSF ₆ /年	0.0010
変圧器等電気機械器具の点検におけるSF ₆ の回収	機器点検時の残存量－回収・適正処理量	—	—	—
変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF ₆ の回収	機器廃棄時残存量－回収・適正処理量	—	—	—
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるSF ₆ の使用	使用量×単位使用量当たりの排出量－回収・適正処理量	—	tSF ₆ /tSF ₆	0.50

【根拠条文】政令第6条第1項第7号及び別表第12、算定省令第8条

別表1 燃料種別の発熱量

燃料種		単位	値
固体燃料	原料炭	GJ/t	29.0
	一般炭	GJ/t	25.7
	無煙炭	GJ/t	26.9
	コークス	GJ/t	29.4
	石油コークス	GJ/t	29.9
	練炭又は豆炭	GJ/t	23.9
	木材	GJ/t	14.4
	木炭	GJ/t	30.5
	その他の固体燃料	GJ/t	33.1
液体燃料	コールタール	GJ/t	37.3
	石油アスファルト	GJ/t	40.9
	コンデンセート(NGL)	GJ/kl	35.3
	原油(コンデンセート(NGL)を除く。)	GJ/kl	38.2
	ガソリン	GJ/kl	34.6
	ナフサ	GJ/kl	33.6
	ジェット燃料油	GJ/kl	36.7
	灯油	GJ/kl	36.7
	軽油	GJ/kl	37.7
	A重油	GJ/kl	39.1
	B・C重油	GJ/kl	41.9
	潤滑油	GJ/kl	40.2
	その他の液体燃料	GJ/kl	37.9
気体燃料	液化石油ガス(LPG)	GJ/t	50.8
	石油系炭化水素ガス	GJ/1,000Nm	44.9
	液化天然ガス(LNG)	GJ/t	54.6
	天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く。)	GJ/1,000Nm	43.5
	コークス炉ガス	GJ/1,000Nm	21.1
	高炉ガス	GJ/1,000Nm	3.41
	転炉ガス	GJ/1,000Nm	8.41
	都市ガス	GJ/1,000Nm	44.8(※)
	その他の気体燃料	GJ/1,000Nm	28.5
	パルプ廃液		GJ/t

※エネルギー起源 CO₂ の排出量の算定に用いる発熱量については、省エネルギー法の規定による定期報告において用いた発熱量を用いてもよい。

【根拠条文】算定省令第2条第3項、第4条第1項、別表第1及び別表第5

別表2 燃料の使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
燃料の使用	原料炭	tC/GJ	0.0245
	一般炭	tC/GJ	0.0247
	無煙炭	tC/GJ	0.0255
	コークス	tC/GJ	0.0294
	石油コークス	tC/GJ	0.0254
	コールタール	tC/GJ	0.0209
	石油アスファルト	tC/GJ	0.0208
	コンデンセート(NGL)	tC/GJ	0.0184
	原油(コンデンセート(NGL)を除く。)	tC/GJ	0.0187
	ガソリン	tC/GJ	0.0183
	ナフサ	tC/GJ	0.0182
	ジェット燃料油	tC/GJ	0.0183
	灯油	tC/GJ	0.0185
	軽油	tC/GJ	0.0187
	A重油	tC/GJ	0.0189
	B・C重油	tC/GJ	0.0195
	液化石油ガス(LPG)	tC/GJ	0.0161
	石油系炭化水素ガス	tC/GJ	0.0142
	液化天然ガス(LNG)	tC/GJ	0.0135
	天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く。)	tC/GJ	0.0139
	コークス炉ガス	tC/GJ	0.0110
	高炉ガス	tC/GJ	0.0263
	転炉ガス	tC/GJ	0.0384
	都市ガス	tC/GJ	0.0136

※燃料種別の発熱量については、別表1を参照

【根拠条文】算定省令第2条第3項及び別表第1

(参考1) 燃料の使用に関する排出係数(別表1×別表2×(44/12))

対象となる排出活動	区分	単位	値
燃料の使用	原料炭	tCO ₂ /t	2.61
	一般炭	tCO ₂ /t	2.33
	無煙炭	tCO ₂ /t	2.52
	コークス	tCO ₂ /t	3.17
	石油コークス	tCO ₂ /t	2.78
	コールタール	tCO ₂ /t	2.86
	石油アスファルト	tCO ₂ /t	3.12
	コンデンセート(NGL)	tCO ₂ /kl	2.38
	原油(コンデンセート(NGL)を除く。)	tCO ₂ /kl	2.62
	ガソリン	tCO ₂ /kl	2.32
	ナフサ	tCO ₂ /kl	2.24
	ジェット燃料油	tCO ₂ /kl	2.46
	灯油	tCO ₂ /kl	2.49
	軽油	tCO ₂ /kl	2.58
	A重油	tCO ₂ /kl	2.71
	B・C重油	tCO ₂ /kl	3.00
	液化石油ガス(LPG)	tCO ₂ /t	3.00
	石油系炭化水素ガス	tCO ₂ /1,000Nm	2.34
	液化天然ガス(LNG)	tCO ₂ /t	2.70
	天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く。)	tCO ₂ /1,000Nm	2.22
	コークス炉ガス	tCO ₂ /1,000Nm	0.85
	高炉ガス	tCO ₂ /1,000Nm	0.33
	転炉ガス	tCO ₂ /1,000Nm	1.18
都市ガス	tCO ₂ /1,000Nm	2.23	

※都市ガスの排出係数は、発熱量として 44.8GJ/1,000Nm³を用いた場合の値であり、省エネルギー法の規定による定期報告において用いた発熱量を用いてもよい。

【根拠条文】算定省令第2条第3項、第4条第1項、別表第1及び別表第5

別表3 アンモニアの製造に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
アンモニアの製造	石炭	tCO ₂ /t	2.3
	石油コークス	tCO ₂ /t	2.8
	ナフサ	tCO ₂ /kl	2.2
	液化石油ガス(LPG)	tCO ₂ /t	3.0
	石油系炭化水素ガス	tCO ₂ /1,000Nm	2.3
	液化天然ガス(LNG)	tCO ₂ /t	2.7
	天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く。)	tCO ₂ /1,000Nm	2.2
	コークス炉ガス	tCO ₂ /1,000Nm	0.85

【根拠条文】算定省令第3条第9項及び別表第2

別表4 廃棄物等の焼却及び原燃料としての使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
廃棄物の焼却及び製品の製造の用途への使用	廃油(植物性のもの及び動物性のものを除く。)	tCO ₂ /t	2.92
	合成繊維	tCO ₂ /t	2.29
	廃ゴムタイヤ	tCO ₂ /t	1.72
	合成繊維及び廃ゴムタイヤ以外の廃プラスチック類(産業廃棄物に限る。)	tCO ₂ /t	2.55
	その他の廃プラスチック類	tCO ₂ /t	2.77
	ごみ固形燃料(RPF)	tCO ₂ /t	1.57
	ごみ固形燃料(RDF)	tCO ₂ /t	0.775
	廃棄物燃料の使用	廃油(植物性のもの及び動物性のものを除く。)から製造される燃料	tCO ₂ /kl
廃プラスチック類から製造される燃料油(自ら製造するものを除く。)		tCO ₂ /kl	2.62
ごみ固形燃料(RPF)		tCO ₂ /t	1.57
ごみ固形燃料(RDF)		tCO ₂ /t	0.775

【根拠条文】算定省令第3条第12項、第14項～第15項及び別表第3

別表5 燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用	ボイラー(木材)	tCH ₄ /GJ	0.000074
	ボイラー(木炭)	tCH ₄ /GJ	0.000074
	ボイラー(パルプ廃液)	tCH ₄ /GJ	0.0000039
	焙焼炉(固体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	焙焼炉(気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	焼結炉(鉄鋼用、非鉄金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)用)	tCH ₄ /GJ	0.000030
	焼結炉(無機化学工業品用、固体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	焼結炉(無機化学工業品用、気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	か焼炉(固体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	か焼炉(気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	ペレット焼成炉(鉄鋼用、非鉄金属用)	tCH ₄ /GJ	0.0000016
	ペレット焼成炉(無機化学工業品用、固体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	ペレット焼成炉(無機化学工業品用、気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	金属溶解炉(銅、鉛及び亜鉛を除く、精製用及び鑄造用、固体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	金属溶解炉(銅、鉛及び亜鉛を除く、精製用及び鑄造用、気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	セメント焼成炉(固体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	セメント焼成炉(気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	ガラス溶融炉(固体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	ガラス溶融炉(気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	その他の溶融炉(固体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	その他の溶融炉(気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	反応炉(無機化学工業品用(カーボンブラックを除く。))及び食料品用、固体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	反応炉(無機化学工業品用(カーボンブラックを除く。))及び食料品用、気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	直火炉(無機化学工業品用(カーボンブラックを除く。))及び食料品用、固体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	直火炉(無機化学工業品用(カーボンブラックを除く。))及び食料品用、気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	セメント原料乾燥炉	tCH ₄ /GJ	0.000027
	レンガ原料乾燥炉	tCH ₄ /GJ	0.000027
	骨材乾燥炉	tCH ₄ /GJ	0.000027
	鋳型乾燥炉	tCH ₄ /GJ	0.000027
	洗剤乾燥炉	tCH ₄ /GJ	0.0000034
	その他の乾燥炉	tCH ₄ /GJ	0.0000034
	焼結炉(銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	焼結炉(銅、鉛及び亜鉛用、気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	溶鉱炉(銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス)	tCH ₄ /GJ	0.000012
	溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用、気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.0000063
	ガス機関(航空機、自動車又は船舶に使われるものを除く、液体燃料、気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000054
	ガソリン機関(航空機、自動車又は船舶に使われるものを除く、液体燃料、気体燃料)	tCH ₄ /GJ	0.000054
	業務用のこまろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(一般炭、練炭又は豆炭)	tCH ₄ /GJ	0.00029
	業務用のこまろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(灯油)	tCH ₄ /GJ	0.0000095
業務用のこまろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(LPG、都市ガス)	tCH ₄ /GJ	0.0000045	

※燃料種別の発熱量については、別表1を参照

【根拠条文】算定省令第4条第1項及び別表第4

別表6 カーボンブラック等化学製品の製造に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
カーボンブラック等化学製品の製造	カーボンブラック	tCH ₄ /t	0.00035
	コークス	tCH ₄ /t	0.00013
	エチレン	tCH ₄ /t	0.000015
	1,2-ジクロロエタン	tCH ₄ /t	0.0000050
	スチレン	tCH ₄ /t	0.000031
	メタノール	tCH ₄ /t	0.0020

【根拠条文】算定省令第4条第10項

別表7 家畜の飼養に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
家畜の飼養 (消化管内発酵)	乳用牛	tCH ₄ /頭	0.11
	肉用牛	tCH ₄ /頭	0.066
	馬	tCH ₄ /頭	0.018
	めん羊	tCH ₄ /頭	0.0041
	山羊	tCH ₄ /頭	0.0041
	豚	tCH ₄ /頭	0.0011
	水牛	tCH ₄ /頭	0.055

【根拠条文】算定省令第4条第11項

別表8 家畜の排せつ物の管理に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
家畜の排せつ物の管理	牛(尿から分離したふん・天日乾燥)	tCH ₄ /t	0.0020
	牛(尿から分離したふん・火力乾燥)	tCH ₄ /t	0
	牛(尿から分離したふん・強制発酵)(乳用牛)	tCH ₄ /t	0.00044
	牛(尿から分離したふん・強制発酵)(肉用牛)	tCH ₄ /t	0.00034
	牛(尿から分離したふん・堆積発酵)(乳用牛)	tCH ₄ /t	0.038
	牛(尿から分離したふん・堆積発酵)(肉用牛)	tCH ₄ /t	0.0013
	牛(尿から分離したふん・焼却)	tCH ₄ /t	0.0040
	牛(ふんから分離した尿・強制発酵)(乳用牛)	tCH ₄ /t	0.00044
	牛(ふんから分離した尿・強制発酵)(肉用牛)	tCH ₄ /t	0.00034
	牛(ふんから分離した尿・浄化)(乳用牛)	tCH ₄ /t	0.000087
	牛(ふんから分離した尿・浄化)(肉用牛)	tCH ₄ /t	0.000067
	牛(ふんから分離した尿・貯留)(乳用牛)	tCH ₄ /t	0.039
	牛(ふんから分離した尿・貯留)(肉用牛)	tCH ₄ /t	0.030
	牛(ふんと尿との混合物・天日乾燥)	tCH ₄ /t	0.0020
	牛(ふんと尿との混合物・火力乾燥)	tCH ₄ /t	0
	牛(ふんと尿との混合物・強制発酵)(乳用牛)	tCH ₄ /t	0.00044
	牛(ふんと尿との混合物・強制発酵)(肉用牛)	tCH ₄ /t	0.00034
	牛(ふんと尿との混合物・堆積発酵)(乳用牛)	tCH ₄ /t	0.038
	牛(ふんと尿との混合物・堆積発酵)(肉用牛)	tCH ₄ /t	0.0013
	牛(ふんと尿との混合物・浄化)(乳用牛)	tCH ₄ /t	0.000087
	牛(ふんと尿との混合物・浄化)(肉用牛)	tCH ₄ /t	0.000067
	牛(ふんと尿との混合物・貯留)(乳用牛)	tCH ₄ /t	0.039
	牛(ふんと尿との混合物・貯留)(肉用牛)	tCH ₄ /t	0.030
	豚(尿から分離したふん・天日乾燥)	tCH ₄ /t	0.0020
	豚(尿から分離したふん・火力乾燥)	tCH ₄ /t	0
	豚(尿から分離したふん・強制発酵)	tCH ₄ /t	0.00097
	豚(尿から分離したふん・堆積発酵)	tCH ₄ /t	0.0016
	豚(尿から分離したふん・焼却)	tCH ₄ /t	0.0040
	豚(ふんから分離した尿・強制発酵)	tCH ₄ /t	0.00097
	豚(ふんから分離した尿・浄化)	tCH ₄ /t	0.00019
	豚(ふんから分離した尿・貯留)	tCH ₄ /t	0.087
	豚(ふんと尿との混合物・天日乾燥)	tCH ₄ /t	0.0020
	豚(ふんと尿との混合物・火力乾燥)	tCH ₄ /t	0
	豚(ふんと尿との混合物・強制発酵)	tCH ₄ /t	0.00097
	豚(ふんと尿との混合物・堆積発酵)	tCH ₄ /t	0.0016
	豚(ふんと尿との混合物・浄化)	tCH ₄ /t	0.00019
	豚(ふんと尿との混合物・貯留)	tCH ₄ /t	0.087
	鶏(ふん・天日乾燥)	tCH ₄ /t	0.0020
	鶏(ふん・火力乾燥)	tCH ₄ /t	0
	鶏(ふん・強制発酵)	tCH ₄ /t	0.0014
	鶏(ふん・堆積発酵)	tCH ₄ /t	0.0014
	鶏(ふん・焼却)	tCH ₄ /t	0.0040
馬	tCH ₄ /頭	0.0021	
めん羊	tCH ₄ /頭	0.00028	
山羊	tCH ₄ /頭	0.00018	
水牛	tCH ₄ /頭	0.0020	
放牧された牛が排せつするふん尿からの排出	tCH ₄ /頭	0.0013	

※畜舎で飼養されている牛、豚、鶏の排せつ物の管理については、平成22年度から報告

【根拠条文】算定省令第4条第12項～第14項及び別表第7

別表9 農業廃棄物の焼却に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
農業廃棄物の焼却	水稻	tCH ₄ /t	0.0021
	小麦	tCH ₄ /t	0.0025
	大麦	tCH ₄ /t	0.0023
	えん麦	tCH ₄ /t	0.0026
	らい麦	tCH ₄ /t	0.0025
	とうもろこし	tCH ₄ /t	0.0024
	大豆	tCH ₄ /t	0.0024
	小豆	tCH ₄ /t	0.0024
	いんげんまめ	tCH ₄ /t	0.0024
	えんどうまめ	tCH ₄ /t	0.0023
	らっかせい	tCH ₄ /t	0.0023
	ばれいしょ	tCH ₄ /t	0.0015
	てんさい	tCH ₄ /t	0.00049
	さとうきび	tCH ₄ /t	0.0021
	青刈りえん麦	tCH ₄ /t	0.00048
	青刈りらい麦	tCH ₄ /t	0.00048
	青刈りの麦(青刈りえん麦・青刈りらい麦を除く。)	tCH ₄ /t	0.00049

【根拠条文】算定省令第4条第16項及び別表第8

別表 10 廃棄物の埋立処分に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
廃棄物の埋立処分	食物くず(厨芥類)	tCH ₄ /t	0.145
	紙くず	tCH ₄ /t	0.136
	繊維くず	tCH ₄ /t	0.150
	木くず	tCH ₄ /t	0.151
	下水汚泥	tCH ₄ /t	0.133
	し尿処理施設に係る汚泥	tCH ₄ /t	0.133
	浄水施設に係る汚泥	tCH ₄ /t	0.0250
	製造業に係る有機性の汚泥	tCH ₄ /t	0.150

【根拠条文】算定省令第4条第17項、第18項及び別表第9

別表 11 下水等及び雑排水の処理に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
下水等及び雑排水の処理	終末処理場	tCH ₄ /m	0.0000088
	し尿処理施設(嫌気性消化処理)	tCH ₄ /m	0.00054
	し尿処理施設(好気性消化処理)	tCH ₄ /m	0.000055
	し尿処理施設(高負荷生物学的脱窒素処理)	tCH ₄ /m	0.000050
	し尿処理施設(生物学的脱窒素処理(標準脱窒素処理))	tCH ₄ /m	0.000059
	し尿処理施設(膜分離処理)	tCH ₄ /m	0.000055
	し尿処理施設(その他の処理)	tCH ₄ /m	0.000055
	コミュニティ・プラント	tCH ₄ /人	0.00020
	既存単独処理浄化槽	tCH ₄ /人	0.00020
	浄化槽(既存単独処理浄化槽を除く。)	tCH ₄ /人	0.0011
	くみ取便所の便槽	tCH ₄ /人	0.00020

【根拠条文】算定省令第4条第19項～第23項及び別表第10～別表第11

別表 12 廃棄物等の焼却及び原燃料としての使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
一般廃棄物の焼却	連続燃焼式焼却施設	tCH ₄ /t	0.0000095
	準連続燃焼式焼却施設	tCH ₄ /t	0.000077
	バッチ燃焼式焼却施設	tCH ₄ /t	0.000076
産業廃棄物の焼却	汚泥	tCH ₄ /t	0.000097
	廃油	tCH ₄ /t	0.0000056
工業炉等における廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用	セメント焼成炉における廃ゴムタイヤの焼却もしくは製品の製造の用途への使用	tCH ₄ /t	0.00025
	セメント焼成炉における廃プラスチック類(廃ゴムタイヤを除く。)の焼却もしくは製品の製造の用途への使用	tCH ₄ /t	0.00036
	その他の工業炉(ボイラーを除く。)における廃ゴムタイヤの焼却もしくは製品の製造の用途への使用	tCH ₄ /t	0.00025
	その他の工業炉(ボイラーを除く。)における廃プラスチック類(廃ゴムタイヤを除く。)の焼却もしくは製品の製造の用途への使用	tCH ₄ /t	0.00036
工業炉等における廃棄物燃料の使用	セメント焼成炉におけるごみ固形燃料(RPF)の使用	tCH ₄ /t	0.00035
	セメント焼成炉におけるごみ固形燃料(RDF)の使用	tCH ₄ /t	0.00022
	その他の工業炉(ボイラーを除く。)におけるごみ固形燃料(RPF)の使用	tCH ₄ /t	0.00035
	その他の工業炉(ボイラーを除く。)におけるごみ固形燃料(RDF)の使用	tCH ₄ /t	0.00022

【根拠条文】算定省令第4条第24項～第28項及び別表第12～別表第14

別表 13 燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用に関する排出係数(1/2)

対象となる排出活動	区分	単位	値
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用	常圧流動床ボイラー(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.000054
	加圧流動床ボイラー(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000050
	ボイラー(流動床以外、固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000058
	ボイラー(流動床以外、BC重油・原油)	tN ₂ O/GJ	0.000000017
	ガス加熱炉(液体燃料、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000000069
	焙焼炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	焙焼炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	焙焼炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	焼結炉(鉄鋼用、非鉄金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)用及び無機化学工業品用、固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	焼結炉(鉄鋼用、非鉄金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)用及び無機化学工業品用、液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	焼結炉(鉄鋼用、非鉄金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)用及び無機化学工業品用、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	か焼炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	か焼炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	か焼炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	ペレット焼成炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	ペレット焼成炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	ペレット焼成炉(鉄鋼用、非鉄金属用及び無機化学工業品用、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	金属溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用を除く、精製用及び鑄造用、固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	金属溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用を除く、精製用及び鑄造用、液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	金属溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用を除く、精製用及び鑄造用、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	金属鍛造炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	金属鍛造炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	金属圧延加熱炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	金属圧延加熱炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	金属熱処理炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	金属熱処理炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	石油加熱炉(液体燃料、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000000069
	触媒再生塔(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000072
	セメント焼成炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	セメント焼成炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	セメント焼成炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	レンガ焼成炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	レンガ焼成炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	レンガ焼成炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	ドロマイト焼成炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	ドロマイト焼成炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	ドロマイト焼成炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	石灰焼成炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	石灰焼成炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	石灰焼成炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	炭素焼成炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	炭素焼成炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	炭素焼成炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	陶磁器焼成炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	陶磁器焼成炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	陶磁器焼成炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	その他の焼成炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	その他の焼成炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	その他の焼成炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	ガラス溶融炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	ガラス溶融炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	ガラス溶融炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	その他の溶融炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	その他の溶融炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	その他の溶融炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	反応炉(無機化学工業品用及び食品用、固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	反応炉(無機化学工業品用及び食品用、液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
反応炉(無機化学工業品用及び食品用、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014	
直火炉(無機化学工業品用及び食品用、固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066	
直火炉(無機化学工業品用及び食品用、液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010	
直火炉(無機化学工業品用及び食品用、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014	
セメント原料乾燥炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066	
セメント原料乾燥炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010	
セメント原料乾燥炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014	
レンガ原料乾燥炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066	
レンガ原料乾燥炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010	
レンガ原料乾燥炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014	

別表 13 燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用に関する排出係数(2/2)

対象となる排出活動	区分	単位	値
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用(つづき)	骨材乾燥炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	骨材乾燥炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	骨材乾燥炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	鋳型乾燥炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	鋳型乾燥炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	鋳型乾燥炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	洗剤乾燥炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	洗剤乾燥炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	洗剤乾燥炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	その他の乾燥炉(固体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	その他の乾燥炉(液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	その他の乾燥炉(気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	焼結炉(銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	焼結炉(銅、鉛及び亜鉛用、液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	焼結炉(銅、鉛及び亜鉛用、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	溶鉱炉(銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用、一般炭及びコークス)	tN ₂ O/GJ	0.00000066
	溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用、液体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000010
	溶解炉(銅、鉛及び亜鉛用、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000014
	ガスタービン(航空機又は船舶に用いられるものを除く、液体燃料、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.000000078
	ディーゼル機関(自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く、液体燃料、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.0000017
	ガス機関(航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く、液体燃料、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000062
	ガソリン機関(航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く、液体燃料、気体燃料)	tN ₂ O/GJ	0.00000062
	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(一般炭、練炭又は豆炭)	tN ₂ O/GJ	0.0000013
	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(灯油)	tN ₂ O/GJ	0.00000057
	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具(LPG、都市ガス)	tN ₂ O/GJ	0.000000090

※燃料種別の発熱量については、別表1を参照

【根拠条文】算定省令第5条第1項及び別表第15

別表 14 家畜の排せつ物の管理に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
家畜の排せつ物の管理	牛(尿から分離したふん・天日乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031
	牛(尿から分離したふん・火力乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031
	牛(尿から分離したふん・強制発酵)	tN ₂ O/tN	0.0039
	牛(尿から分離したふん・堆積発酵)(乳用牛)	tN ₂ O/tN	0.038
	牛(尿から分離したふん・堆積発酵)(肉用牛)	tN ₂ O/tN	0.025
	牛(尿から分離したふん・焼却)	tN ₂ O/tN	0.0016
	牛(ふんから分離した尿・強制発酵)	tN ₂ O/tN	0.031
	牛(ふんから分離した尿・浄化)	tN ₂ O/tN	0.079
	牛(ふんから分離した尿・貯留)	tN ₂ O/tN	0.0016
	牛(ふんと尿との混合物・天日乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031
	牛(ふんと尿との混合物・火力乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031
	牛(ふんと尿との混合物・強制発酵)(乳用牛)	tN ₂ O/tN	0.031
	牛(ふんと尿との混合物・強制発酵)(肉用牛)	tN ₂ O/tN	0.031
	牛(ふんと尿との混合物・堆積発酵)(乳用牛)	tN ₂ O/tN	0.038
	牛(ふんと尿との混合物・堆積発酵)(肉用牛)	tN ₂ O/tN	0.025
	牛(ふんと尿との混合物・浄化)	tN ₂ O/tN	0.079
	牛(ふんと尿との混合物・貯留)	tN ₂ O/tN	0.0016
	豚(尿から分離したふん・天日乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031
	豚(尿から分離したふん・火力乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031
	豚(尿から分離したふん・強制発酵)	tN ₂ O/tN	0.0039
	豚(尿から分離したふん・堆積発酵)	tN ₂ O/tN	0.039
	豚(尿から分離したふん・焼却)	tN ₂ O/tN	0.0016
	豚(ふんから分離した尿・強制発酵)	tN ₂ O/tN	0.031
	豚(ふんから分離した尿・浄化)	tN ₂ O/tN	0.079
	豚(ふんから分離した尿・貯留)	tN ₂ O/tN	0.0016
	豚(ふんと尿との混合物・天日乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031
	豚(ふんと尿との混合物・火力乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031
	豚(ふんと尿との混合物・強制発酵)	tN ₂ O/tN	0.031
	豚(ふんと尿との混合物・堆積発酵)	tN ₂ O/tN	0.039
	豚(ふんと尿との混合物・浄化)	tN ₂ O/tN	0.079
	豚(ふんと尿との混合物・貯留)	tN ₂ O/tN	0.0016
	鶏(ふん・天日乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031
	鶏(ふん・火力乾燥)	tN ₂ O/tN	0.031
	鶏(ふん・強制発酵)	tN ₂ O/tN	0.0039
	鶏(ふん・堆積発酵)	tN ₂ O/tN	0.031
	鶏(ふん・焼却)	tN ₂ O/tN	0.0016
	放牧されためん羊	tN ₂ O/頭	0.00038
	その他のめん羊	tN ₂ O/頭	0.000094
	放牧された山羊、馬	tN ₂ O/頭	0.0013
	その他の山羊、馬	tN ₂ O/頭	0.00031
放牧された水牛	tN ₂ O/頭	0.0013	
その他の水牛(固形にしたふん尿の乾燥又は貯留によりそのふん尿の管理が行われるもの)	tN ₂ O/頭	0.0013	
その他の水牛(燃焼の用に供し、又は耕地に散布することによりそのふん尿の管理が行われるもの)	tN ₂ O/頭	0	
放牧された牛が排せつするふん尿からの排出	tN ₂ O/頭	0.00018	

※畜舎で飼養されている牛、豚、鶏の排せつ物の管理については、平成 22 年度から報告

【根拠条文】算定省令第 5 条第 6 項～第 8 項及び別表第 7

別表 15 肥料の使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
肥料の使用	野菜	tN ₂ O/tN	0.0097
	水稻	tN ₂ O/tN	0.0049
	果樹	tN ₂ O/tN	0.0097
	茶樹	tN ₂ O/tN	0.046
	ばれいしょ	tN ₂ O/tN	0.0097
	飼料作物	tN ₂ O/tN	0.0097
	麦	tN ₂ O/tN	0.0097
	そば	tN ₂ O/tN	0.0097
	豆類	tN ₂ O/tN	0.0097
	かんしょ	tN ₂ O/tN	0.0097
	桑	tN ₂ O/tN	0.0097
	たばこ	tN ₂ O/tN	0.0097
	工芸農作物(茶樹、桑、たばこを除く。)	tN ₂ O/tN	0.0097

【根拠条文】算定省令第 5 条第 9 項

別表 16 耕地における農作物の残さのすき込みに関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
耕地における農作物の残さのすき込み	水稻	tN ₂ O/t	0.00013
	小麦	tN ₂ O/t	0.000088
	二条大麦	tN ₂ O/t	0.00042
	六条大麦	tN ₂ O/t	0.000061
	裸麦	tN ₂ O/t	0.00024
	えん麦	tN ₂ O/t	0.00014
	らい麦	tN ₂ O/t	0.000094
	とうもろこし	tN ₂ O/t	0.00032
	そば	tN ₂ O/t	0.00025
	大豆	tN ₂ O/t	0.00013
	小豆	tN ₂ O/t	0.00017
	いんげんまめ	tN ₂ O/t	0.00015
	えんどうまめ	tN ₂ O/t	0.00031
	そらまめ	tN ₂ O/t	0.00031
	らっかせい	tN ₂ O/t	0.00015
	えだまめ	tN ₂ O/t	0.00031
	さやいんげん	tN ₂ O/t	0.00031
	かんしょ	tN ₂ O/t	0.00036
	こんにやく	tN ₂ O/t	0.00036
	さといも	tN ₂ O/t	0.00040
	ばれいしょ	tN ₂ O/t	0.00048
	やまのいも	tN ₂ O/t	0.00020
	いちご	tN ₂ O/t	0.00039
	すいか	tN ₂ O/t	0.00034
	メロン	tN ₂ O/t	0.00064
	きゅうり	tN ₂ O/t	0.00052
	トマト	tN ₂ O/t	0.00043
	なす	tN ₂ O/t	0.00039
	ピーマン	tN ₂ O/t	0.00039
	キャベツ	tN ₂ O/t	0.00072
	はくさい	tN ₂ O/t	0.00079
	ほうれんそう	tN ₂ O/t	0.00076
	ねぎ	tN ₂ O/t	0.00067
	たまねぎ	tN ₂ O/t	0.00025
	レタス	tN ₂ O/t	0.00080
	だいこん	tN ₂ O/t	0.00065
	にんじん	tN ₂ O/t	0.00043
	かぼちゃ	tN ₂ O/t	0.00082
	こまつな	tN ₂ O/t	0.00076
	ちんげんさい	tN ₂ O/t	0.00076
	ふき	tN ₂ O/t	0.00076
	みつば	tN ₂ O/t	0.00076
	しゅんぎく	tN ₂ O/t	0.00076
	にら	tN ₂ O/t	0.00025
	にんにく	tN ₂ O/t	0.00025
	セルリー	tN ₂ O/t	0.0013
	カリフラワー	tN ₂ O/t	0.00072
	ブロッコリー	tN ₂ O/t	0.00076
	アスパラガス	tN ₂ O/t	0.00025
	かぶ	tN ₂ O/t	0.00065
	ごぼう	tN ₂ O/t	0.00043
	れんこん	tN ₂ O/t	0.00043
	しょうが	tN ₂ O/t	0.00054
茶	tN ₂ O/t	0.00027	
てんさい	tN ₂ O/t	0.00038	
さとうきび	tN ₂ O/t	0.00083	
桑	tN ₂ O/t	0.00015	
葉たばこ	tN ₂ O/t	0.00076	
なたね	tN ₂ O/t	0.00025	
牧草	tN ₂ O/t	0.00046	
青刈りとうもろこし	tN ₂ O/t	0.00019	
ソルゴー	tN ₂ O/t	0.00030	
青刈りえん麦	tN ₂ O/t	0.00033	
青刈りらい麦	tN ₂ O/t	0.00023	
青刈りの麦(青刈りえん麦・青刈りらい麦を除く。)	tN ₂ O/t	0.00031	
いぐさ	tN ₂ O/t	0.00025	

【根拠条文】算定省令第5条第10項

別表 17 農業廃棄物の焼却に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
農業廃棄物の焼却	水稻	tN ₂ O/t	0.000057
	小麦	tN ₂ O/t	0.000038
	大麦	tN ₂ O/t	0.00013
	えん麦	tN ₂ O/t	0.000064
	らい麦	tN ₂ O/t	0.000043
	とうもろこし	tN ₂ O/t	0.00014
	大豆	tN ₂ O/t	0.000057
	小豆	tN ₂ O/t	0.000074
	いんげんまめ	tN ₂ O/t	0.000066
	えんどうまめ	tN ₂ O/t	0.00014
	らっかせい	tN ₂ O/t	0.000063
	ばれいしょ	tN ₂ O/t	0.00014
	てんさい	tN ₂ O/t	0.000038
	さとうきび	tN ₂ O/t	0.00035
	青刈りえん麦	tN ₂ O/t	0.000028
	青刈りらい麦	tN ₂ O/t	0.000020
	青刈りの麦(青刈りえん麦・青刈りらい麦を除く。)	tN ₂ O/t	0.000027

【根拠条文】算定省令第5条第11項及び別表第8

別表 18 下水等及び雑排水の処理に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
下水等及び雑排水の処理	終末処理場	tN ₂ O/m	0.0000016
	し尿処理施設(嫌気性消化処理)	tN ₂ O/tN	0.0000045
	し尿処理施設(好気性消化処理)	tN ₂ O/tN	0.0000045
	し尿処理施設(高負荷生物学的脱窒素処理)	tN ₂ O/tN	0.0029
	し尿処理施設(生物学的脱窒素処理(標準脱窒素処理))	tN ₂ O/tN	0.0000045
	し尿処理施設(膜分離処理)	tN ₂ O/tN	0.0024
	し尿処理施設(その他の処理)	tN ₂ O/tN	0.0000045
	コミュニティ・プラント	tN ₂ O/人	0.000039
	既存単独処理浄化槽	tN ₂ O/人	0.000020
	浄化槽(既存単独処理浄化槽を除く。)	tN ₂ O/人	0.000026
	くみ取便所の便槽	tN ₂ O/人	0.000020

【根拠条文】算定省令第5条第12項～第16項及び別表第10～別表第11

別表 19 廃棄物等の焼却及び原燃料としての使用に関する排出係数

対象となる排出活動	区分	単位	値
一般廃棄物の焼却	連続燃焼式焼却施設	tN ₂ O/t	0.0000567
	準連続燃焼式焼却施設	tN ₂ O/t	0.0000539
	バッチ燃焼式焼却施設	tN ₂ O/t	0.0000724
工業炉等における廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用	常圧流動床ボイラーにおける廃ゴムタイヤの焼却又は製品の製造の用途への使用	tN ₂ O/t	0.0011
	常圧流動床ボイラーにおける廃プラスチック類(廃ゴムタイヤを除く。)の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN ₂ O/t	0.0016
	ボイラーにおける廃ゴムタイヤの焼却又は製品の製造の用途への使用	tN ₂ O/t	0.000012
	ボイラーにおける廃プラスチック類(廃ゴムタイヤを除く。)の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN ₂ O/t	0.000017
	セメント焼成炉における廃油の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN ₂ O/t	0.000046
	セメント焼成炉における廃ゴムタイヤの焼却又は製品の製造の用途への使用	tN ₂ O/t	0.000014
	セメント焼成炉における廃プラスチック類(廃ゴムタイヤを除く。)の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN ₂ O/t	0.000019
	その他の工業炉における廃油の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN ₂ O/t	0.000046
	その他の工業炉における廃ゴムタイヤの焼却又は製品の製造の用途への使用	tN ₂ O/t	0.000014
	その他の工業炉における廃プラスチック類(廃ゴムタイヤを除く。)の焼却又は製品の製造の用途への使用	tN ₂ O/t	0.000019
廃棄物の焼却	下水汚泥(高分子凝集剤を添加して脱水したもの)の流動床炉での焼却(通常燃焼)	tN ₂ O/t	0.00151
	下水汚泥(高分子凝集剤を添加して脱水したもの)の流動床炉での焼却(高温燃焼)	tN ₂ O/t	0.000645
	下水汚泥(高分子凝集剤を添加して脱水したもの)の多段炉での焼却	tN ₂ O/t	0.000882
	下水汚泥(石灰系凝集剤を添加して脱水したもの)の焼却	tN ₂ O/t	0.000294
	その他の下水汚泥の焼却	tN ₂ O/t	0.000882
	汚泥(下水汚泥を除く。)の焼却	tN ₂ O/t	0.00045
	廃油の焼却	tN ₂ O/t	0.000098
	廃ゴムタイヤの焼却	tN ₂ O/t	0.00017
	廃プラスチック類(廃ゴムタイヤを除く。)の焼却	tN ₂ O/t	0.00017
	紙くず又は木くずの焼却	tN ₂ O/t	0.000010
	繊維くずの焼却	tN ₂ O/t	0.000010
	動植物性残渣又は家畜の死体の焼却	tN ₂ O/t	0.000010
	ごみ固形燃料(RDF)の焼却	tN ₂ O/t	0.00017
	ごみ固形燃料(RPF)の焼却	tN ₂ O/t	0.00017
工業炉等における廃棄物等の原燃料としての使用	常圧流動床ボイラーにおけるごみ固形燃料(RPF)の使用	tN ₂ O/t	0.0016
	常圧流動床ボイラーにおけるごみ固形燃料(RDF)の使用	tN ₂ O/t	0.00097
	ボイラーにおけるごみ固形燃料(RPF)の使用	tN ₂ O/t	0.000017
	ボイラーにおけるごみ固形燃料(RDF)の使用	tN ₂ O/t	0.000010
	セメント焼成炉におけるごみ固形燃料(RPF)の使用	tN ₂ O/t	0.000019
	セメント焼成炉におけるごみ固形燃料(RDF)の使用	tN ₂ O/t	0.000012
	その他の工業炉におけるごみ固形燃料(RPF)の使用	tN ₂ O/t	0.000019
	その他の工業炉におけるごみ固形燃料(RDF)の使用	tN ₂ O/t	0.000012

【根拠条文】算定省令第5条第17項～第20項、別表第12及び別表第16～別表第17

(参考2)地球温暖化係数

温室効果ガス			地球温暖化係数
1	二酸化炭素	CO ₂	1
2	メタン	CH ₄	25
3	一酸化二窒素	N ₂ O	298
4	ハイドロフルオロカーボン	HFC	—
	トリフルオロメタン	HFC-23	14,800
	ジフルオロメタン	HFC-32	675
	フルオロメタン	HFC-41	92
	1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	3,500
	1・1・2・2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,100
	1・1・1・2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,430
	1・1・2-トリフルオロエタン	HFC-143	353
	1・1・1-トリフルオロエタン	HFC-143a	4,470
	1・2-ジフルオロエタン	HFC-152	53
	1・1-ジフルオロエタン	HFC-152a	124
	フルオロエタン	HFC-161	12
	1・1・1・2・3・3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	3,220
	1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236cb	1,340
	1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236ea	1,370
	1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	9,810
	1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	693
	1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	1,030
	1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン	HFC-365mfc	794
	1・1・1・2・3・4・4・5・5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1,640
5	パーフルオロカーボン	PFC	—
	パーフルオロメタン	PFC-14	7,390
	パーフルオロエタン	PFC-116	12,200
	パーフルオロプロパン	PFC-218	8,830
	パーフルオロブタン	PFC-31-10	8,860
	パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	10,300
	パーフルオロペンタン	PFC-41-12	9,160
	パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	9,300
	パーフルオロデカリン	PFC-9-1-18	7,500
	パーフルオロシクロプロパン	—	17,340
6	六ふっ化硫黄	SF ₆	22,800
7	三ふっ化窒素	NF ₃	17,200

【根拠条文】政令第4条

・ 地球温暖化関連解説

【地球温暖化】

人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表の温度が上昇すること。

【二酸化炭素】

常温常圧では無色、無臭の気体で、水に溶けて炭酸となり弱い酸性を示す。石炭石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する。

地球大気中での濃度は微量であるが、温室効果を持ち、地球の平均温度を15℃前後に保つのに寄与してきた。

化石燃料の燃焼、吸収源である森林の減少などによって、年々増加しており、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっている。

【森林減少】

伐採などにより世界の森林面積が減少していく状況。

世界の森林面積35億haのうち毎年、日本国土の約3の1に相当する約1, 100haの森林が減少しているとされている。農地への転用、過度の焼畑耕作、過放牧、薪炭材の過剰採取商業材の不適な伐採、森林火災などが直接の原因として指摘されているが、その背景として開発途上国における急速的な人口増加、原因としている。

【吸収源】

二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収する大気、森林と海洋のことです。

【化石燃料】

石油、石炭、天然ガスなどの地中に埋蔵されている燃料資源。石油はプランクトンなどが高圧により変化したもの、石炭は、長い年月をかけ植物が地中に埋没して炭化したもの、天然ガスは古代の動植物が土中に蓄積して生成されたものである。環境問題解決からも、化石燃料使用の削減が重要です。

【オゾン層】

地上から10km～50km上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾン(O₃)が豊富な層のこと。大気中のオゾンは、その約90%が集まっており、通常、この成層圏オゾンを「オゾン層」と呼ぶ。この物質は化学作用の強い気体で、生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収している。

【海面上昇】

気温の上昇による海水の膨張や氷の融解が原因となり、海面水位が上昇すること。日本で海面が上昇すると、日本国土の砂浜の9割が失われると予想されは、1mています。

【地球環境問題】

これからの私たち人類の未来にとって大きな脅威となる、地球的規模の環境問題。
 (1)地球温暖化 (2)オゾン層の破壊 (3)熱帯林の減少 (4)開発途上国の公害 (5)酸性雨
 (6)砂漠化 (7) 生物多様性の減少 (8)海洋汚染 (9)有害廃棄物の越境移動の問題が認識されている。

第一次 大和村地球温暖化防止実行計画

平成28年3月

大 和 村